

3月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 中 嶋 登 君 | 10 〃 | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃 | 塚 田 舞 君 | 11 〃 | 祢 津 明 子 君 |
| 5 〃 | 水 出 康 成 君 | 12 〃 | 大日向 進 也 君 |
| 6 〃 | 宮 入 健 誠 君 | 13 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 〃 | 中 村 忠 靖 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 〃 | 星 哲 夫 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 関 貞 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 橋 勉 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 財 政 係 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 橋 本 直 紀 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 健康寿命の延伸についてほか | 塚 田 舞 議員 |
| (2) 防災・減災対策についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (3) 胃がんの原因ピロリ菌についてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (4) 防災・減災についてほか | 祢 津 明 子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

3番（塚田さん） おはようございます。一般質問に入る前に、本日は東日本大震災から13年という節目にあたり、一言申し上げたいと思います。あの日、多くの人命が奪われ、壊滅的な被害を受けました。3.11の記憶を、悲劇を風化せず、未来へ教訓をつなぎたいという強い願いは様々な形で続けられています。また、私たちの心の中にもあります。

岩手県陸前高田市では、津波到達地点沿いに2,213本の桜を植樹する、津波の記憶を桜に託す活動が実施されています。これは津波の到達ラインを桜並木で示し、後世に災害の記憶を伝えるとともに、復興のシンボルとする壮大なプロジェクトです。行政だけでなく、地元企業やボランティア団体も協力し、植樹や苗木の育成、イベント開催など、様々な形で活動に参加されています。これから桜の季節を迎えます。この桜並木が復興のシンボルとして、また平和の象徴となることを願ってやみません。それでは、通告に従い一般質問を行います。

1. 健康寿命の延伸について

2000年代以降、日本は急速な高齢化社会を迎えており、社会保障制度への負担の増加、労働力不足、地域社会の低下、医療・福祉サービスの需要増加など、その深刻さが暮らしの中で実感されています。2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、超高齢化社会に突入します。現在、日本の65歳以上の人口は3,624万人、総人口に占める割合は29%に達し、3割に迫っています。これは4人に1人が高齢者であることを意味します。

2023年度版内閣府高齢社会白書によると、2065年には平均寿命が男性84.95歳、

女性91.35歳に達し、3人に1人が90歳以上となる見込みです。男女ともに過去最高を更新し、人生100年時代が現実のものとなりつつあります。WHOが発表している世界の平均寿命に関するデータによると、日本は世界平均寿命ランキングで男性81.5歳、女性86.9歳と男女ともに1位を獲得しており、世界一の長寿命国です。

平均寿命とは、0歳児が生まれた時点で、平均的にあと何年生きられるかを示す指標です。日本が世界一の長寿命国になった理由には、医療体制の充実、健康的な食生活、生活習慣の改善などが挙げられています。寿命が長いということは、健康で自立した生活を長く続けられるという意味で、よいことと言えます。

しかし、一方で健康寿命と平均寿命の差が大きいという課題があります。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活に制限なく過ごせる期間を示す指標です。これは単に長生きすることだけでなく、健康で自立した生活を送ることを重視した概念です。WHOが2000年に提唱した新しい指標で、単なる寿命の指標ではなく、健康状態と生活機能に着目することで、高齢者の健康と社会参加を促進することを目的としています。WHOが発表した世界保健統計2023年度版では、日本人の健康寿命は、男性で72.6歳、女性で75.5歳と、健康寿命も男女ともに世界第1位となっています。

そこで注目すべきなのは、平均寿命と健康寿命の差です。平均寿命と健康寿命には、男性で8.9年、女性で11.4年の差があり、日常生活に制限のある期間が男性では約9年、女性では約11年にわたり、健康上で何かしら問題を抱えながら日常生活を送っていることになり、今後平均寿命が年々長くなっている現在、平均寿命と健康寿命の差がさらに大きくなることが懸念されています。

高齢化社会の進展は、社会保障制度への負担増加や労働力人口の減少など、様々な課題を生み出しています。中でも、健康寿命の延伸は、これらの課題を克服し持続可能な社会を実現するために不可欠な取組です。健康寿命を延伸することで、高齢者のQOL、生活の質向上、医療・介護費の抑制、社会参加の促進、労働力人口の確保など、様々なメリットが期待できます。

また、健康寿命を延伸するためには、バランスのよい食生活、適度な運動、十分な睡眠などの生活習慣の改善、定期的な健康診断や予防接種の実施、ストレスマネジメント、医療・介護サービスの充実、バリアフリー化の推進、高齢者向けの健康情報提供、高齢者が社会参加できる機会の創出など、様々な取組が必要だと考えます。

そこで、イ. 健康寿命の延伸に向けた取り組みについて、5点お尋ねします。

町では、高齢者が生きがいを持って生活できる地域づくりを進めるとともに、医療・介護、生活支援などのサービスの充実、施設設備など、総合的な高齢者福祉の推進を図っていますが、一つ目として、坂城町の男女の平均寿命は。

二つ目として、長野県の男女の平均寿命と健康寿命と、その差は。

三つ目として、平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるか、健康寿命をいかに伸ばすかが重要とされていますが、健康寿命延伸に向けた取組の現状は。

四つ目として、フレイル予防教室、高齢者の食生活の改善、高齢者の口腔ケアなどの状況は。そして五つ目として、高齢者が健康や生きがいを生み出し、それがさらなる活動につながり、コミュニティづくりにも貢献するという健康の好循環を創出するためには、個人の健康意識を高めることが重要です。町では、様々な取組が行われていますが、個人での健康意識を高めるための啓発は、また、教室等の参加者増加に向けての考えはについてお聞きします。

以上の5点について、ご答弁をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 1. 健康寿命の延伸についてのご質問に順次お答えいたします。

日本は、世界の中でも健康寿命や平均寿命が長く、厚生労働省が掲げる健康寿命延伸プランでは、国民の誰もがより長く元気に活躍でき、全ての世代が安心できる全世代型社会保障の実現のため、高齢者をはじめ意欲のある方々が多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前提として予防と健康づくりの強化を図り、2040年までに健康寿命を男女ともに2016年と比べて3年以上延伸して75歳以上とすることを目指しています。

公表される平均寿命については、全国市町村や都道府県の男女別に、5年ごとの国勢調査による人口と前後3年間の人口動態統計を基に作成されるもので、令和2年度国勢調査の結果に基づき算出された坂城町の平均寿命は、男性が82.4歳、女性が88歳となっております。

続いて、長野県の平均寿命につきましては、同じく令和2年度国勢調査による数字となりますが、男性82.7歳、女性88.2歳となっております。健康寿命の算定については、厚生労働省が3年ごとに実施する国民生活基礎調査、日常生活に制限のない期間の平均と人口動態調査を基に算出しているもので、直近では令和元年度の数字で、男性72.55歳、女性74.99歳という状況であります。

長野県の平均寿命と健康寿命の差でございますが、男性では10.15歳、女性では13.21歳で、健康寿命が短く、10年以上の差が生じている状況でございます。

このように、平均寿命が長くても健康寿命との差が大きくなると、介護が必要な期間が長くなったり、生活の質が低下し、医療費や介護給付費など社会保障の負担も大きくなること懸念されます。

これらの差を縮めるための健康寿命延伸に向けた取組といたしましては、高齢者の方が感じる物忘れなどについて、認知機能が低下しないための認知症予防のための体づくり講座の開催や、75歳以上の方の生活習慣病重症化予防として、高血糖、高血圧の重なりのある方を対象に訪問指導や学習会を開催しております。

また、健康を損なう要因とされる生活習慣病について、その発症に気づかなかつたり、放置することによって重症化が進んでしまうなど要介護状態になりやすいことや、乳幼児期からの

健やかな生活習慣形成として、乳幼児健診等の際に生活リズムの重要性や授乳、離乳食、幼児食の指導を行っております。

このほかにも、夏休み期間に児童館において、食育教室としてバランス食実現や適切な食事量・減塩を実践し、小学5年生、中学2年生を対象に実施する生活習慣病予防健診の結果に応じて、ハイリスク者や希望者には保健師・栄養士による相談会を実施しております。

加えて、19歳から受診できる一般健診や40歳以上の国保加入者の特定健診受診者には、血液等の健診結果と食事量や内容、食事時間などが生活と体を与える影響について、結果報告会でわかりやすく説明すると同時に、数値が基準値を外れる方に対しては、継続した介入による特定保健指導等の取組も行っているところです。

続きまして、フレイル予防教室、高齢者の食生活の改善の状況についてでございますが、フレイルになりやすい要因には、加齢に伴う筋力や消化能力の低下などが考えられるため、ストレッチやヨガ教室をはじめ、理学療法士の指導による介護予防体操を実施し、体力の維持・向上に努めているところです。

健康寿命の延伸につきましては、介護予防に向けた運動ばかりでなく、様々なレクリエーション活動を行ういきがい広場は、家に閉じ籠もりがちな高齢者の方にも参加を促し、趣味の活動や季節の行事を通じて参加者同士が交流を楽しむ場となっており、多くの皆さんにご利用いただいております。

高齢者の食生活に関しましては、消化のよい食べ物と適切な栄養、調理方法などの食生活情報等を提供し、低栄養の改善等フレイル対策にもつながっております。

また、高齢者の口腔ケアにつきましては、口の中を清潔にするだけでなく、歯や口の疾患を予防し、口腔機能を維持することにあるため、地域グループなどに歯科衛生士を派遣し、ご自分で日々の習慣を振り返っていただく機会となっているところです。

ご質問にありますように、健康意識を高めるために一人一人が健康に関心を持ち、ご自身の健康状態を把握した上での取組が重要でありますので、自主的に活動するグループや団体からの要望により実施している出前講座が各地域で普及するような働きかけや、広報等で健診の必要性を周知してまいりたいと考えております。

今後、高齢者の方などを対象とした教室につきましては、介護予防、認知症予防のほか、全ての人の健康づくりとして、より多くの方が参加できるよう、健康に身近なテーマや関心のある内容を検討し、参加しやすい日時や会場の設定を行うなど、引き続き皆さんの声をお聞きし、実施してまいりたいと考えております。

3番（塚田さん） ありがとうございます。健康寿命を延ばし、高齢者が社会に積極的に参加することは、個人の幸福度向上だけでなく、地域全体の活性化にもつながります。高齢者が健康や生きがいを生み出し、それがさらなる行動につながり、コミュニティづくりにも貢献でき

るといふ健康の好循環を創出することで、誰もが安心して暮らせる、活力ある地域社会を実現することを期待して、次の質問に移ります。

2. 持続可能な町づくりについて。

近年、地球温暖化の影響による異常気象や、それに伴う災害が世界各地で頻発しており、日本においても、数十年に一度と言われる災害が毎年のように発生する異常事態が続いています。特に令和元年東日本台風は、千曲川の堤防が決壊、多くの家屋が浸水するなど、県民生活や経済活動に深刻な被害をもたらしました。この台風は、地球温暖化の影響を受け大気中の水蒸気量が増加し、降水量が約14%増加していたと推定されています。

こうした地球温暖化に起因する異常気象や気象災害は、世界各地でも頻発しており、気象変動は、今や人類共通の課題となっています。このまま何も対策を講じなければ、さらに被害が拡大する可能性が高いことから、国際社会全体で温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があるという認識が高まっています。

1. 76度、この数字は昨年夏、日本の平均気温が例年と比べて1.76度高かったという数字です。昨年夏は、全国各地で記録的な猛暑となりました。40度を超える猛暑日が観測され、熱中症による死者・搬送者数は、過去最多を更新しました。また、気温の上昇は、大型で強い台風が相次いで日本を襲い、各地で洪水や土砂災害が発生しました。そして冬は、日本海側を中心に記録的な大雪となり、交通機関の乱れや停電などが発生し、生活に大きな影響を与えました。1.76度は、一見するとぴんと来ないかもしれませんが、決して小さな変化ではなく、私たちの生活の基盤を支える自然環境に様々な影響を与えています。

2015年に採択されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2度より十分低く保ち、1.5度（同日「1.5度」に訂正あり）に抑える努力をすることが目標として掲げられ、この目標達成のためには、各国の温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があるとされています。

温暖化は、人間活動による化石燃料の大量消費が主な原因と考えられていることから、地球温暖化を抑制するためには、化石燃料への依存度を減らし、再生可能エネルギーへの転換を進めることが重要です。また、エネルギー効率の向上や森林保護などの取組も必要となります。

この気候危機とも言える非常事態を突破するキーワードが2050年カーボンニュートラルです。2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることで、世界各地における海面上昇や気象災害で生命の危機に直面する人口を大きく減らすことができるとされています。

また、世界各国では、新型コロナウイルス感染症からの復興を持続可能な社会への転換のチャンスと捉え、世界中でグリーンリカバリーという考えが広がっており、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー効率の向上、グリーンなインフラ整備など、様々な分野での取組が進んでいます。

2011年3月11日、東日本大震災が発生し、それに続く原子力発電所の事故により、日本のエネルギー需給が深刻な状況に陥りました。このとき電力供給が逼迫し、国はエネルギー政策の再検討を余儀なくされました。この危機的な状況を受けて、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー技術への関心が高まりました。これらの技術は近年急速に発展し、そのコストも低下しています。その結果、脱炭素社会への移行が現実的なものとして認識されるようになりました。

また、多くの企業が環境への配慮や社会的な責任を果たすために、温室効果ガスの排出削減目標を設定しています。企業の脱炭素化の取組は、サプライチェーン全体に影響を与えるため、社会全体の脱炭素化を加速させる効果があるとされています。

長野県においては、全国に先駆けて2019年に長野県SDGs推進企業登録制度を創設し、SDGs先進県です。これはSDGs（持続可能な開発目標）の達成に積極的に取り組む県内企業等を登録し、その活動を支援、PRすることを目的とした制度であり、現在2,229社が登録され、登録企業は、製造業、サービス業、卸売小売業など、様々な業種にわたり、そのうち坂城町では15社が登録されています。

また、長野県は、都道府県で初めて気候非常事態を宣言した県として、2021年3月に長野県ゼロカーボン戦略が策定され、2050年ゼロカーボン実現に向けた基本的な方針と具体的な施策がまとめられました。この戦略では、社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくりが基本目標とされ、二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030年度6割減、2050年度ゼロを目指すことが数値目標とされています。

再生可能エネルギー生産量については、2010年度と比較して2030年度までに2倍増し、2050年度までに3倍増しを目指す。最終エネルギー消費量については、2010年度と比較して2030年度までに4割減、2050年度までに7割減を目指す。また、分野別の施策として、交通、建物、産業、再生可能エネルギー、吸収・適応、学び行動と六つの分野で施策が掲げられ、ゼロカーボンに向けた様々な取組が進められています。

そこで、イ、ゼロカーボンの推進に向けた取り組みについて、3点お尋ねします。

町でも、2050年カーボンニュートラルを目指して様々な取組を進めていますが、目標達成に向けた取組について。

一つ目として、公共施設における省エネルギー化や太陽光発電などの導入状況は。

二つ目として、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金の過去3年間の助成実績は。

三つ目として、2022年2月14日、当町を含む長野地域連携中枢都市圏9市町村では、各自自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出・実施し、圏域全体で脱炭素化を推進するため、共同で2050年ゼロカーボン宣言が発出されました。

地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すために、住民、事業者、自治体が一丸となって脱炭素に向けた意識を共有し行動できるよう、町ではこれまでも続けてきた数々の施策を推進するとともに、長野地域でスクラムを組み取り組むとありますが、長野地域連携中枢都市圏2050年ゼロカーボン宣言に基づいた取組の状況はについてお聞きします。

次に、ロ. テクノセンターZEB化について。ZEB化とは、建物エネルギー消費量を実質ゼロにする取組です。ZEBとは、Net Zero Energy Buildingの略で、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロになることを目標とする建物のことです。

一次エネルギーとは、石油、石炭、天然ガスなどのエネルギーを採取・加工する段階で消費されるエネルギーを含めたエネルギーの総量です。ZEB化を実現するためには、断熱性能の向上、省エネルギー設備の導入、太陽光発電などの再生エネルギーの導入など、様々な技術を組み合わせて活用する必要があります。

新築される建物であれば、太陽光発電システムを搭載し高断熱材を使用することで、ZEB Ready相当以上の省エネルギー性能を実現することができます。オフィスビルでは、LED照明に交換し、BEMS (Building Energy Management System) を導入することで、エネルギー使用量を大幅に削減することができます。建築物からのエネルギー消費は、日本の温室効果ガス排出量の約4割を占めており、地球温暖化対策における重要な課題となっています。

ZEBは、建物におけるエネルギー消費量を大幅に削減することで地球温暖化対策に大きく貢献するとされ、具体的には、2050年までに建築物部門全体でネット・ゼロ・エネルギーを実現することで、日本の温室効果ガス排出量を約20%削減できると推定されています。

2021年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという中期目標と部門別内訳が示されており、業務部門、事務所ビル、商業施設などの建物においては、エネルギー起源、CO₂排出量を同年度比51%削減するといった厳しい目標が設定されています。ZEB化は、地球温暖化対策、エネルギー、安全保障、経済活性化などの観点から重要性が高まっています。そこで3点お尋ねします。

1点目として、テクノセンターをZEB化する目的は。

二つ目として施設改修の目的は。

三つ目として、期待される効果はの3点についてお聞きします。

次に、ハ. 今後の取り組みについて。

ゼロカーボン社会の実現には、町民一人一人の意識と行動が不可欠です。ゼロカーボンを推進していくために、町民への意識開発はどのように行っていくのかお聞きします。

以上の点について、ご答弁をお願いします。

議長（滝沢君） 塚田議員にちょっと1点確認でございますが、先ほど、質問の中で世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて1.5度に抑える努力をということで発言されました。これは1.5度でよろしいですか。

3番（塚田さん） 1.5度です。

議長（滝沢君） では、1.5度ということで修正ということでよろしいですか。

3番（塚田さん） お願いします。

町長（山村君） ただいま塚田議員さんから持続可能な町づくりについてのご質問を非常に丁寧に整理していただいて、ご質問いただきました。私からは、ロのテクノセンターZEB化についてと、ハの今後の取り組みについてお答え申し上げまして、イのゼロカーボンの推進に向けた取り組みについては、担当課長から答弁いたします。

まず近年、地球規模での気温上昇による災害の頻発化、激甚化が問題視される中、2015年、国際連合において持続可能な開発のための2030アジェンダと、その17の持続可能な開発目標（SDGs）が採択されるとともに、国連気候変動枠組条約締結国会議、これはCOP、において採択されました温室効果ガス排出削減等のための協定が発効され、持続可能な地球環境を維持するため、全世界において、2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まっております。

当町におきましては、かねてより再生可能エネルギーの導入推進やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めておりましたが、その効果をより高めるため、バイオマスの利活用推進や再生可能エネルギー設備等の普及促進など、脱炭素に資する事業で複数連携をしてきた長野圏域において、2050年ゼロカーボンを目指す包括的な共同宣言を令和4年の2月に行ったところであります。

また、令和3年の「さかきものづくり展2021」におきましては、町内企業が既に脱炭素社会に向け製造過程や新たな製品の開発など独自の努力や取組を進めていることが報告されるとともに、さかきテクノセンター、町商工会、テクノハート坂城協同組合により、「環境にやさしいモノづくり共同メッセージ」が発出され、町内企業も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まったところであります。

さて、ご質問の坂城テクノセンターZEB化についてであります。このようなゼロカーボン達成に向けた動きの中、本年、開館から30周年を迎える公益財団法人さかきテクノセンターにおきまして、この30周年を記念すると同時に、次の30年を見据え、2050ゼロカーボン達成に寄与するための坂城テクノセンターZEB化事業の着手に向けた準備が進められております。

塚田議員さんからもご説明がありましたとおり、ZEBとは、Zero Energy B

u i l d i n g の頭文字を取ったもので、快適な室内環境を維持しながら、建物で消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した業務用の建物のことであり、2050ゼロカーボンの達成に向けた重要な手段として注目されているところであります。

また、このZEBには段階があり、省エネと発電、これは創エネであります。これを組み合わせ、エネルギー消費を正味ゼロまで達成できたものがZEBと定義される一方で、その前段階で、標準エネルギー消費の25%以下までの削減が達成できたものをNearl y ZEB、また、省エネのみで50%以下までの削減であればZEB R e a d yと定義されております。

さかきテクノセンターでは、令和6年度に、国の補助金を得ながら、まずはNearl y ZEB、つまり25%以下までの削減から着手することを予定しており、このために必要な設備導入、施設改修の計画が進められているところであります。

このテクノセンターZEB化事業の目的としましては、ものづくりのまち坂城の中核施設である坂城テクノセンター建物のZEB化を実践し、その実証データやノウハウを町内企業と共有することで、企業も含めた地域全体のゼロカーボン化を先導的に推進することと伺っております。

このような目的の下、坂城テクノセンターにおける施設改修の内容であります。大きく分けて四つあります。

一つ目は、太陽光発電設備、蓄電池、コージェネレーション発電設備の導入といった創エネによるエネルギーの自家消費化であります。

二つ目は、現状の灯油を使用した冷暖房設備を、電力使用の高効率な空調設備（ビルマルチエアコン）に更新すること。

三つ目として、BEMS（Building Energy Management System）を導入し、エネルギー消費のデータ収集と需要予測などから、創エネ設備、エネルギー使用設備をコントロールすることで、エネルギーの効率的な利用を実践すること。

四つ目として、建物の窓ガラスや天井の断熱化による建物の省エネ性能の向上であります。

これらの設備導入・改修により、50%以上の省エネと、25%以上の創エネにより、正味75%以上のエネルギー消費削減を実践し、Nearl y ZEBを達成するというものであります。

ZEB化により期待される効果といたしましては、まず一義的には、光熱費の大幅削減と併せてCO₂排出量の大幅削減が見込まれるところであります。坂城テクノセンターZEB化事業の主眼は、単に建物単体でのCO₂削減効果にとどまらず、企業を含めた地域全体への脱炭素意識の浸透と波及、そして企業のゼロカーボン化実践支援による地域全体のゼロカーボン化であります。

町といたしましても、「ものづくりのまちのゼロカーボン化」に向かうフラッグシップとして、地域全体を盛り上げていくことを大いに期待するところであり、本議会に上程いたしております令和6年度予算案に、このテクノセンターZEB化改修に必要な費用の一部を支援する補助金の計上を行っているところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。町では、長期総合計画第4章第6節において、再生可能エネルギーなど新たなエネルギーの導入推進、省エネルギーの推進、二酸化炭素排出削減の推進といった三つの項目を位置づけており、エネルギーに関する取組だけでなく、ごみの減量化や人や社会・環境に配慮した消費行動、エシカル消費の啓発、利便性の高い地域公共交通の整備などの取組による温室効果ガスの排出抑制、また、松くい虫対策による松林の保全や緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂吸収量の拡大など多岐にわたる取組を実施しているところであります。

今後も、二酸化炭素排出量の抑制と同時に、吸収量を高めることで2050年までに排出量の実質ゼロを目指し、国や県の動向、社会情勢などを的確に捉えた取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、ゼロカーボンを推進していくために、町民への意識啓発はどのように行っていくのかとのご質問であります。これまでも住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金を活用して設置された設備による発電容量等の実績を町ホームページや「広報さかき」でお知らせしているほか、町の公共施設において発電される太陽光発電の発電量や、省エネ、クールシェアについても町ホームページで紹介するなど、町民の皆様が脱炭素の取組を身近な事例として感じていただけるような情報の発信に努めているところであります。

そのほか、個人向け以外にも、クリーンエネルギー化・省エネルギー化を推進する国・県等の支援情報を町ホームページに掲載するとともに、さかきテクノセンターと協力し、町内企業の皆様にご利用いただけるタイムリーな支援事業の情報提供などを行っており、今後も官民が協力してゼロカーボンに向けた取組が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、町内の民間事業所も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まる中、この機会を逸することなく、継続してゼロカーボンにつながる多面的な取組の情報を適切にお伝えしてまいりたいと考えております。

企画政策課長（伊達君） 2. 持続可能な町づくりについて、私からは、イのゼロカーボンの推進に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、公共施設における省エネルギー化や太陽光発電などの導入状況といたしまして、町では、これまで平成17年度の南条保育園を皮切りに、21年度は食育・学校給食センター、24年度は村上小学校、27年度は南条小学校、29年度は役場庁舎、そして令和3年度は坂

城小学校にそれぞれ太陽光発電設備を整備し、再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいりました。

さらに、文化センターにも、現在施工中の耐震補強・大規模改修工事において、太陽光発電設備の整備を行っているところであり、びんぐし湯さん館につきましても、設備の整備に係る経費を来年度当初予算案に計上させていただいたところでございます。

また、再生可能エネルギーの導入以外にも、役場庁舎には平成21年度に電力モニターを設置し、ピークカットなどの省エネに努めるとともに、25年度には、木材が吸収したCO₂量とその木材を燃焼させたときのCO₂排出量が等価とされるバイオマスボイラーを整備したほか、30年度には庁用車に電気自動車を導入し、役場に整備した太陽光発電パネルで発電した電気により充電をし、運用しているところであります。

そのほか、庁舎内の照明のLED化や、低燃費の公用車への買換え、省エネの空調機器への更新などを順次行うとともに、クールビズやウォームビズ、節電など職員のソフト面での対応も図ってきたところでございます。

次に、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用スマートエネルギー設備の設置に要する経費に対し補助金を交付する坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金につきましては、平成22年度から、まずは住宅用太陽光発電システムの設置について支援をしてまいりました。

その後、平成27年度には、省エネに資する蓄電池やホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）など、スマートエネルギー設備として支援する機器の対象範囲を広げ、さらに今年度は住宅用太陽光発電システムの設置に係る限度額を拡充したほか、新たに電気自動車等充電設備（V2H）を対象機器に加えるなど、技術の進歩に合わせた対応を行ってまいりました。

そうした中、過去3年間の補助実績といたしましては、令和2年度は、太陽光発電システムが20件、蓄電池27件、HEMS11件で730万7千円、3年度は、太陽光発電システム25件、蓄電池19件、HEMS9件で585万3千円、4年度は、太陽光発電システム33件、蓄電池27件、HEMS8件で792万7千円でありました。

続いて、長野市を中心とした、当町を含む9市町村で構成される長野地域連携中枢都市圏が連携して取り組む事業のうち、共同で行った「2050年ゼロカーボン宣言」に基づいた取組は、脱炭素化推進連携創出事業として、中心市である長野市が策定した「長野地域スクラムビジョン」に計画として記載され、再生可能エネルギーの活用や低炭素・資源循環型社会の形成などに向け、持続可能な生活環境を維持・形成する取組を行うものとしております。

この事業の実施状況といたしましては、各市町村における取組状況について情報共有・意見交換を行う担当者会議や合同での研修会などを通じ、圏域全体としての知見を高めるとともに、

剪定枝等を処分したい農家と、まきとして取得したい個人とを圏域内でマッチングし、不要な焼却処分を抑え、まきストーブを推進する果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業などが実施されており、当町でも令和4年に8名、5年度も2月末現在8名の方が利用されています。

また、圏域のビジョンに位置づけられた事業の概要としましては、再生可能エネルギーや省エネルギーに係る設備について、各地域の特色を生かして調査研究を重ねつつ、圏域で連携して導入推進を図ることとしており、晴天率が高いなど太陽光発電に適している当町において実施している住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金や、豊富な水源を持つ自治体での小水力発電設備の導入なども、圏域での脱炭素化を推進する事業の一つとしているところであります。

そのほか、圏域のスケールメリットを生かした事業がさらに展開できるよう検討が進められており、具体的な内容や時期につきましては、連携市町村の中で調整を図り、実施のスケジュールが明確になった段階で、町民の皆様にも広くご案内してまいりたいと考えているところでございます。

3番（塚田さん） ありがとうございます。近年、地球規模の課題である地球温暖化や資源の枯渇に加えて、人口減少や高齢化といった地域課題がますます顕著になっています。こうした課題を解決し、持続可能な社会を実現するために、環境、経済、社会の三つの側面においてバランスを保ちながら、未来世代に豊かな生活環境を引き継ぐまちづくりが重要となります。この取組は、単に環境負荷を減らすだけでなく、住民の幸福度や地域の活性・向上にも貢献します。地域全体で取り組む持続可能なまちづくりが進むことを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午前10時55分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

7番（中村君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

初めに、元日に発生しました能登半島地震では、マグニチュード7.6、最大震度7を記録、この大地震により、石川県輪島市、珠洲市ほか近隣の多くの市町村が被災し、多数の家屋が焼失、倒壊しました。翌日、羽田空港においては、被災地支援に向かおうと待機していた海上保安庁の輸送機と日本航空機が衝突、炎上するという大事故が起きました。まさに連続した天災、人災に息をのむ思いでした。また、本日は、東日本大震災から13年目にもあたります。お亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興・復旧を祈念し、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

そうした中、千曲坂城消防本部からの救助支援活動、並びに坂城町職員皆様による被災罹災証明の発行事務活動に対し、敬意と感謝を申し上げます。

今回の一般質問では、3点質問させていただきます。1点目は、防災・減災対策について、2点目は、農地の有効活用について、3点目は、坂城駅周辺の活性化について、順次行います。まず、1点目の防災・減災対策についてです。

防災・減災対策について。近年は、能登半島地震があったように毎年災害が発生しており、地震災害はいつ起こるか予測できない、また、いつ起きてもおかしくない状況にあります。そのため、その対策・準備がますます重要となってきております。今回、地震などの防災対策上の教訓として、何点かの指摘がありました。一つ目に耐震化の大切さが挙げられます。多くの瓦屋根の古い木造住宅が倒壊する一方、比較的新しい家屋は倒壊を免れていた。古い建物の耐震調査・補強を進めるべきと考えます。

二つ目に、家具などの固定の必要性です。家が無事でも家具や家電の壊れている家がたくさんあったとのこと。けがを防ぐためにも、家具などの転倒・落下防止対策が重要となります。一方、地震による災害だけでなく、長野県でも2019年に起こった台風19号の豪雨災害による千曲川の一部決壊は記憶に新しいところです。

この災害で千曲川上流の佐久地方では、10月12日に日降雨量が300から400ミリの豪雨となり、中流の立ヶ花観測所では、穂保地区は70メートルにわたり堤防が決壊して、氾濫水が堤内地に流れ込み、住宅が流失や全壊する被害が発生。長野市北部の浸水面積は約934ヘクタールに及び、2メートル以上の洪水浸水想定区域とほぼ一致し、全壊1,034棟、大規模半壊285棟、半壊360棟、一部損壊292棟の計1,971棟に達しました。翌日13日、3時20分に過去最高の12.46メートルの水位を観測した。このほか、千曲川沿線の坂城町、千曲市ほかでも床上・床下浸水などの被害が発生。

この台風19号災害で私の豊野地区の友人宅も被災しました。状況が収まるのを待ち、友人数人と被災した友人宅に、ボランティアで数日間、後片づけ作業に入りました。友人宅は豊野支所のすぐ近くにあり、過去の浸水災害も考慮し、道路から基礎部分を1メートル上げて建てられていました。それでも千曲川の堤防の一部決壊という想定以上の状況で、1階部分の天井近く、地盤面から約3メートル近くまで水位が到達。数日間、泥出しや倒壊した災害ごみの処理・搬出作業を行いました。

また、昨年8月の坂城町の豪雨では、役場付近の水路で一部越水し、周辺家屋への床上・床下浸水なども発生しております。

他方、例年防災の日前後に行われている各地区の防災訓練ですが、通常、午前中に実施されているところが大半であると思います。しかし、実際の災害はいつ起こるかわかりません。阪神・淡路大震災のように冬の朝早い時間帯であったり、また東日本大震災、能登半島地震では

夕方であったり、さらに熊本の地震災害は夜半の時間帯に発生しました。このような状況から、いつ起こっても対応できるような防災訓練が必要ではないかと考えます。例えば、夜間時に非常用の発電機等を始動させ、照明設備を使用しての体験をするなど、実際に行うのは難しく、課題も多いと思いますが、準備・検討の必要があると感じました。

そこで、まず住宅耐震化の推進について、2点お聞きします。

一つ目に、坂城町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの内容は。

二つ目に、木造住宅耐震診断、耐震改修工事の実施状況は。また、今後の考えは。

ロとして、防災訓練について、1点お聞きします。

町総合防災訓練は、毎年8月末の日曜日の午前中に行っているが、他の季節や夜間実施の考えは。

以上、3点について答弁を伺います。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから防災・減災対策について、イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの防災訓練についてお答え申し上げまして、イの住宅耐震化の推進につきましては、担当課長から答弁いたします。

国では、関東大震災の発生した9月1日を防災の日と定めるとともに、防災の日を含む1週間を防災週間と定めて、地震や台風を含む災害の知識を深めて備えを強化し、災害の未然防止及び軽減につなげることを目的に、この期間を中心に全国的に防災知識普及のための講演会や展示会、防災訓練が行われているところであります。

当町におきましても、この防災週間に合わせまして、防災の日の前の日曜日を活用し、総合防災訓練を実施し、毎年多くの住民の皆様にご参加をいただいているところであります。

全国的に防災への関心が高まる時期に、地域の住民や関係機関が協力して防災訓練を実施することは、防災活動を推進する体制の強化を図り、災害時の適切な行動や対応策を身につけるより有効なタイミングであると考えているところであります。

そうした中で、近年のコロナ禍において、防災訓練を中止する市町村も多くなってきているところでありますが、当町では、この間も引き続き総合防災訓練を実施し、感染症流行時の避難所の運営等についても、訓練に取り入れてきたところであります。

また、防災訓練の実施にあたりましては、訓練におけるテーマを定め、特に令和元年東日本台風を教訓として、令和2年からの4年間は、台風災害、特に浸水害を想定した水防訓練と、自主防災組織による避難及び避難所設営訓練に重点を置き訓練を実施し、今年度までに全ての地区で訓練を実施してきたところであります。

ほかの季節や夜間の訓練実施についてのご質問であります。まず、実施時期につきましては、全国的に防災への関心が高まる防災週間は、より多くの住民の皆様にご参加いただきやすいことに加え、台風シーズンの前にもあたる、より効果的なタイミングであると捉えていると

ころであります。

また、防災訓練の日程につきましては、町全体の行事予定を調整する中で、地域や関係機関のご理解の下、8月末の実施が定着しているということもあり、令和6年度につきましては、例年と同時期となる8月25日の日曜日に実施を予定しているところであります。

また、夜間の防災訓練の実施につきましては、夜間の災害に対し想定外のリスクを減らすことに有効であるといったメリットが示される一方で、暗闇による視界の制限などの安全上の懸念があり、参加者の安全を確保しづらい状況の中、安全対策や監督体制の強化が必要であるとともに、参加者が減ってしまうということも想定され、訓練の対象が限定されてしまうようなデメリットが指摘されているところであります。

このような状況を考えますと、実際に夜間に訓練を行うのではなく、防災訓練の一つの内容として、夜間を想定した訓練を研究し、取り入れていくことも考えているところであります。

町といたしましては、総合防災訓練において、様々な場面を想定した訓練内容について研究し、より実効性の高い訓練にしていきたいと思いますと考えているところであります。

建設課長（堀内君） 防災・減災対策について、私からは、イの住宅耐震化の推進についてのご質問にお答えいたします。

本年、元日の夕方、能登半島沖を震源とした能登半島地震が発生し、最大震度は7という大規模なものとなり、広範囲において木造家屋等が倒壊いたしました。

木造家屋のうち、昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる旧耐震基準によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在しております。

住宅の耐震化に向けましては、まずは耐震診断を実施し、自らの建物の耐震性を把握し、耐震診断の結果、耐震性が不十分であった場合は、耐震改修や建て替えについて検討いただくことが必要となります。

町では、住宅の耐震化を促進するための取組として、令和2年度から坂城町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、地震等により被害を受けやすい木造住宅のうち、昭和56年6月1日施行の新耐震基準以前に建築確認を受け、旧耐震基準で建てられた木造住宅につきまして、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震補強事業を実施しております。

この取組は、「県内における住宅・建築物の耐震化を図り、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現する」ことを目標に掲げる長野県全域耐震改修等整備計画に位置づけられた住宅・建築物耐震改修総合支援事業として実施する県と市町村との連携した取組となっております。

木造住宅耐震診断事業につきましては、長野県の主催する養成講習会を受講し、県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された建築士の資格を有する方による耐震診断を受けていただき、

家屋がどの程度耐震性があるか調査した後、補強方法の提案をいただくものであります。

診断の結果につきましては、総合評点として数値化され、1.0以上の場合、「安全と思われる」といった判定となりますが、1.0未満の場合、「やや危険」、0.7未満の場合、「倒壊等の危険があると思われる」といった判定となります。

この耐震診断事業につきましては、国と県から補助を受け町が実施するもので、住宅の所有者の負担が生じない中で実施しており、過去5年間の補助実績といたしますと、令和元年度3件、2年度4件、3年度4件、4年度3件、そして5年度2月末時点ではありますが、実施の4件を含めまして、合計18件となっております。

次に、木造住宅耐震補強事業についてですが、この事業につきましては、耐震診断実施後に、耐震診断での総合評点を上げるための補強工事を実施していただくもので、具体的には、柱を金属部品で補強、筋交いの増設、壁体に耐力増加のための合板補強を行うなどの工事となります。

本事業につきましても、国と県から補助を受ける中で、対象経費に対し補助率5分の4、または上限100万円の補助を行うもので、この補助を受け実施された補強工事は、過去5年間の実績といたしますと、令和2年度と5年度に各1件ずつ実施され、合計2件となっております。

令和6年度につきましては、当初予算において、耐震診断4件、耐震改修2件の補助について計上いたしておりますが、住宅・建築物の耐震化につきましては、改修費用等のコスト問題のほか、必要な情報・知識不足等により、耐震診断や耐震改修が進んでいない状況もうかがえることから、県と市町村が連携し、それぞれが策定するアクションプログラムに基づき、毎年更新をする中で、継続した取組を行っております。

今後も引き続き県と協力する中で、大規模地震に備え、町の広報誌、ホームページや防災行政無線のほか、県作成のチラシを活用し、全戸配布や回覧等を行う中で耐震化の意識啓発及び補助制度の周知を図り、住宅の耐震化事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町長、建設課長のほうから丁寧な説明をいただきました。地震はいつ起こるかわかりません。そして、毎年発生している豪雨災害による河川の氾濫、土砂崩れなどに、日頃から準備と対策に万全を期していくことが重要であると思います。また、防災訓練の実施方法・内容などについても、研究・検証していくことが必要です。耐震診断、耐震工事については、これからは周知をますます徹底していかなければと思います。

私としては、同情ではなく、同苦する気持ちを大切に、まさに地域の共助に不可欠である寄り添い合う心を大切にしていきたいと思います。

次の質問に移ります。2点目は、農地の有効活用について行います。

2. 農地の有効活用について

町の第6次長期総合計画の中で、令和5年から7年にかけては、基本的施策を具体的に実施していくための3か年の細部計画となっております。第3章 技術と魅力が集うものづくりのまちの主な事業の中で、特色ある地域農業では、農地活性化奨励金による農業経営の規模拡大と人・農地プランや農地中間管理事業による農地集積・集約化を促進し、農地の有効活用を推進、荒廃農地解消のための農地再生を支援とあります。

その中で、以下のような取組が考えられます。1、農地の有効活用では、耕作放棄地を有効活用するために、地域の農業生産性の向上や農業経営の多様化が図られているかもしれません。また、農地の管理者や地域の農業者と連携して耕作放棄地を再利用し、新たな農産物の栽培や畜産の拡大を推進する取組が行われることがあります。

2、農業者支援では、耕作放棄地の耕作再開や管理を希望する農業者に対して、助成金や補助金、農業技術の提供などの支援が行われることもあります。これにより、農業の持続可能性や地域経済の活性化が図れることが期待されます。

また、地域振興では、耕作放棄地の再生や農業活動の促進を通じて、地域の活性化や地域住民の雇用創出、地域経済の発展が促進されることがあります。また、地域住民や地域団体との協力や連携を通じて、耕作放棄地の問題に対する地域独自の取組が推進されることとなります。

また、環境保全では、耕作放棄地が自然環境に与える影響を考慮し、その管理や保全が行われることがあります。そして、生態系の保護や地域の景観の維持に配慮しながら、耕作放棄地の適切な管理が行われることが重要です。

そして、地域の特性に合った取組では、坂城町の地域特性やニーズに合わせた耕作放棄地対策が実施されることがあります。さらに、地域の農業者や地域住民との協力や意見交換を通じて、効果的な対策が検討されることが必要と思います。

そこで、まず、イとして耕作放棄地対策について、2点お聞きします。

一つ目に、全農地面積に対し、耕作放棄地面積は、5年前との比較でどう変わったか。

2点目として、荒廃農地等再生利用補助事業の利用状況と今後の推進は。

ロ、新規就農について、2点お聞きします。

一つ目に、新規就農者に関する相談件数と相談内容は。また、過去5年の認定新規就農者数は。

二つ目に、認定新規就農者を増やすための今後の取り組みは。

以上、4点について答弁を伺います。

商工農林課長（竹内君） 2. 農地の有効活用についてのご質問に順次お答えをいたします。

農業委員会では、毎年1回、町内全域の農地を対象に農地パトロールを行い、耕作放棄地を含め、農地の利用状況について調査をしております。

ご質問の耕作放棄地面積の5年前との比較ではありますが、令和5年度の調査結果については、

現在取りまとめを進めておりますので、令和4年度の調査結果と5年前の平成29年度の調査結果について申し上げますと、調査の対象となる農地の面積が、平成29年度は829.8ヘクタールであったのに対し、令和4年度は770.9ヘクタールであり、そのうち草刈りや基盤整備事業等により再生利用が可能であると見込まれる農地が、平成29年度は25.8ヘクタールであったのに対し、令和4年度は21.4ヘクタール、続いて荒廃化が進み農地への再生が見込まれない農地が、平成29年度は246.8ヘクタールであったのに対し、令和4年度は210ヘクタールであり、いずれの面積も減少している状況であります。

これは、遊休農地を解消して営農を再開した農地ももちろんありますが、中山間地域においては急傾斜地など不利な営農条件や農業者の高齢化に伴い、山林原野化といった荒廃が進んでおり、今後も農地としての利活用が見込めない土地については、農業委員会において非農地判断をした上で、農地から除外する手続を進めたため、農地全体の面積とともに荒廃農地も減少しているものであります。

農地は一度荒れてしまうと再生には費用と労力がかかることから、今後も農地パトロールや農業委員等による見回り活動を通じて、荒廃化している農地所有者に対しては、早い段階での対応を促してまいりたいと考えております。

次に、荒廃農地再生利用補助金の利用状況と今後の推進についてであります。この補助制度は平成29年4月に施行され、荒廃農地及び低利用農地を耕作可能な農地に復旧するために要する経費の一部を補助する事業であり、具体的には農地に繁茂した樹木等の伐採や抜根、耕うん・整地等の再生作業のほか、再生作業と一体的に行う施肥や緑肥作物栽培などの土壌改良を補助の対象としているものであります。

補助の内容としましては、再生作業の場合、原材料費、消耗品費、借上料などを対象として、その補助対象経費合計の2分の1、もしくは補助対象とする農地10アール当たり10万円を乗じて得た額のいずれか少ない額を補助しているほか、土壌改良の場合は、補助対象経費合計の2分の1、もしくは補助対象農地10アール当たり5万円を乗じて得た額のいずれか少ない額をそれぞれ補助しているところであります。

直近5年間、令和元年度から令和5年度における利用実績は11件で、単年度当たり1件から4件の補助を行いました。

また、この補助事業を活用して復旧した荒廃農地の総面積は、5年間で238.6アールであり、復旧後の農地においては、ブドウ、アスパラガス、ねぎみ大根などが栽培されています。

荒廃農地は、農作物の生産資源喪失にとどまらず、有害鳥獣の住みかとなり農作物被害の発生を招くことや、近隣の農地や住環境の悪化にもつながることから、この荒廃農地再生利用補助金の活用により農地の再生を促すべく、引き続き補助事業の周知を図っていくとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・育成に努め、農地の有効利用と荒廃農地の解消に努めてま

いりたいと考えております。

続きまして、ロの新規就農についてお答えします。

全国的に農業従事者の高齢化や農業の担い手不足が叫ばれる中、農業従事者の減少は、農業生産力の低下はもとより、農地の維持や管理が難しくなるなど、様々な面で影響を及ぼすことから、新規就農者をはじめとする農業従事者の確保は喫緊の課題となっております。

町では、新規就農者を増やすための取組として、県とも連携する中で、栽培技術研修や農地あっせんなど様々な就農支援を行っておりますが、その第1段階と言える就農相談については、U I J ターンにより就農を希望する方、定年を機に就農を希望する方など、就農を希望する方ごとに、随時、個別相談を行っているほか、県内外で開催される就農相談会やオンラインによる就農相談会に参加しており、広域による新規就農者の確保にも努めているところであります。

なお、町の就農相談において、前もって就農希望者からご連絡があった場合には、町担当者だけではなく、長野農業農村支援センターの担当者も同席して、就農面談を行っているところであります。

就農相談の実績であります。過去5年間、令和元年度から令和5年度において、32名の方からご相談をいただいております。相談者の年齢は10代から50代と幅広く、居住地も坂城町内だけでなく、県外在住で町内への転居も併せて新規就農を検討されている方もいらっしゃいます。

相談内容としましては、生産品目を何にすべきかといった初期段階の相談から、シャインマスカットやナガノパープルなど、ブドウの生産を行うことを前提とした研修制度、営農に関する補助事業のほか、農地に関する相談や、親から農業を引き継ぐ営農継承に関する相談など、多岐にわたった相談内容となっております。

それらの相談においては、国・県・町で実施する研修制度や各種補助事業のご案内、また、農業委員会や農地中間管理機構で保有する空き農地に関する情報提供とともに、町・県の農業技師による具体的な営農・農業経営に関するアドバイスなども併せて行っており、毎年2名から3名の方が新規就農をされている状況であります。

このような中、認定新規就農者についてであります。認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域農業の担い手として人材育成をすることを目的に、就農段階から農業経営の発展段階に至るまで一貫して支援を行うための認定制度で、青年等就農計画により市町村の認定を受けた場合に利用できる国庫補助事業や融資制度などの支援策が用意されております。

認定対象者は、新たに農業経営を営もうとする原則18歳以上45歳未満の青年等で、農業経営を開始してから5年以内の者としており、新規就農者全てが認定を受けているわけではありませんが、令和元年から令和5年の5年間において、町内では9名の方を認定新規就農者と

して認定しております。

認定新規就農者の皆さんには、地域農業の担い手・牽引役としてご活躍いただけるよう、町としても支援を継続してまいりたいと考えております。

新規就農者を地域農業の担い手として育成していくためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であり、農業者の高齢化や担い手不足の中で、地域農業を振興し、維持していくためには、認定新規就農者の確保・育成は今後さらに重要になってくるものと考えております。

国等においては、青年等就農資金や経営開始資金など早期の経営安定に向けた支援措置を集中的に実施しております。

今後も、新規就農を希望される方には認定制度の内容とともに農業経営の確立に向けた支援措置のほか、県、JA、町などが連携して、農業経営全般についてサポート体制を整えていることなどをご紹介していく中で、認定新規就農者の確保や増加に努めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、商工農林課長より、現状などについて説明をいただきました。今後も新規就農者の減少や耕作放棄地が増えていくものと予想されます。人間の食を支える農業及び耕作放棄地対策は、農業の持続可能性を支援するなども含め、今後ますます重要となると思います。他の市町村の取組事例なども参考に、耕作放棄地対策及び新規就農者支援に取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問に移ります。3点目は、坂城駅周辺の活性化についてです。

3. 坂城駅周辺の活性化について

今年1月24日、25日の2日間、町議会の総務産業常任委員会の先進地視察研修、閉会中の調査において、福島県の白河市（株）楽市白河と会津若松市のスマートシティA i C T（アイクト）の2か所の行政視察に行きました。

その中で、白河市の（株）楽市白河では、行動理念や活動状況について多角的に事業展開されておりました。これらを行うこととなった経過や行政、商工会議所との関わりなどについて、（株）楽市白河の担当者からの説明内容を何点か紹介いたします。

事業内容1、えきかふえ s h i r a k a w a 飲食事業では、大正時代の建物であるJR白河駅の待合室を改装し、駅カフェや地域の物産販売コーナー、地域情報の発信基地として活用しております。従業員の接客技術やメニュー充実などを自発的に行い、収益事業に成長しました。

事業内容2、チャレンジショップ創業支援事業では、空き店舗2店舗を改修し、城下町にふさわしい景観の店舗を演出し、新規事業者の育成を目的として美容室、カフェをオープン、また、街なか駐車場整備では、チャレンジショップ中央の建物を解体し、駐車場として整備しておりました。

事業内容3、中町小路楽蔵テナント事業では、歴史的建造物を含む既存施設を生かしたテナントミックス事業により、近隣の不足業種の解消を図りながら、来訪者・市民ニーズに応え、街なか回遊の拠点として、周辺商店街の活力づくりに貢献する施設の整備を行ってまいりました。店舗数は全部で9店舗あり、うち各種の飲食店7店舗が現在営業中であります。

事業内容4、あったかステーション楽、弁当宅配事業では、高齢者の買物サービスの一環でスタート。地元食材を使用し、管理栄養士の助言に基づいたバランスのよい安心・安全なお弁当を提供している。なお、個人にお弁当を届けるため、運送費がかかり、事業としては厳しく、現在は近隣高校などへの宅配も行うなどして、利用者販路拡大を行っているなどなど。

この中で、計画の遂行にあたり、タウンマネジメント会議が大きな役割を果たしました。会議メンバーは、白河市、白河商工会議所、(株)楽市白河の3者が中心に、必要に応じて各種団体を招集する形式であります。会議中、できない理由ではなく、どうすればできるかを意識し、腹を割って話すことで一致団結の事業推進体制を構築したとのこと。

そこでまず、坂城駅周辺活性化について、3点お聞きします。

一つ目に、駅前けやき横丁の利用状況は。

二つ目に、今年度、坂城駅周辺で行われたイベント開催と町各施設との連携状況は。

三つ目に、中心市街地街並み整備の意見交換会の内容と今後坂城駅周辺の活性化に向けた考えは。

以上、3点について答弁を伺います

商工農林課長（竹内君） 3. 坂城駅周辺の活性化についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、坂城駅前けやき横丁の利用状況についてであります。商業インキュベータ施設けやき横丁は、新しく商業を始められる方にテナントをお貸しして、創業に伴う初期費用の軽減を図るとともに、新規事業者の支援・育成などを行うことを目的として、平成16年に整備しました。

江戸時代の旧北国街道坂木宿のはたごをしのぼせる木製格子戸を取り入れた木造平屋建ての建物で、名前のおおきなケヤキの木がシンボルとなり、坂城駅を利用する皆さんのほか、地域の方々にも気軽に立ち寄っていただける施設となっております。

貸しテナントは5部屋あり、近年の入居状況を申し上げますと、令和3年度は3部屋の入居でありましたが、町広報誌や町ホームページ等で周知を図り、令和4年度は4部屋、令和5年7月からは、5部屋全てに入居されております。

現在入居されている店舗は、美容室、衣服等の販売店、福祉施設による自主製品や農作物の販売店であり、町商工会において、必要に応じて経営方針等についての相談や助言などの支援を行ってまいります。

今後も、鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館、169系電車など、周辺の観光資源との回遊

性を高め、商業の活性化だけでなく、商店街の利用促進やにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、今年度、坂城駅周辺で行われたイベント開催と町内各施設との連携状況についてお答えします。

坂城町の玄関口である坂城駅周辺は、旧北国街道の宿場町として繁栄し、今もその当時の面影を残す建造物や長屋門などが残っており、この歴史や文化を生かした施設である鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館のほか、全国から鉄道ファンが集まる169系電車など、町を代表する観光施設、観光資源が集積しております。

また、多くの方にお越しいただいている町民まつり坂城どんどんや坂城駅前葡萄酒祭、ふーど市といったイベントの多くは坂城駅周辺で開催され、公共交通機関を利用しても参加しやすい場所となっております。

昨年の5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行され、全国的にも様々なイベントがコロナ禍前のように開催されるようになりましたが、町におきましても、感染状況を注視しつつ、様々なイベントを開催してまいりました。

坂城駅周辺で開催されたイベントの開催状況についてであります。まず、昨年の5月28日に坂城駅前多目的広場において「坂城駅前葡萄酒祭2023」が開催され、町内外のワイナリーをはじめとした37店舗の自慢の味とコンサートなどを約2,800人もの方楽しんでいただきました。

この葡萄酒祭は、5月27日から6月11日まで、さかき千曲川バラ公園において4年ぶりに通常開催され、約2万5千人もの方にご来園いただいた「第18回ばら祭り」とのコラボレーションにより、ワインとバラの両方をお楽しみいただけるよう、坂城駅前とばら祭り会場間を無料シャトルバスで結びました。

なお、ばら祭りの期間中には、鉄の展示館やびんぐし湯さん館の入館割引券の配布やスタンプラリーを実施し、町内の他の施設や店舗などにも足を運んでいただけるよう取り組み、各イベントや町内店舗等において相乗効果を高めることができたものと考えております。

また、8月5日には、坂城駅前横町・立町通りにおいて、第46回町民まつり「坂城どんどん」を4年ぶりに開催いたしました。

昼の部は、メインステージにおいて、子どもたちによるステージ発表や特別ゲストまなまるさんのライブのほか、恒例の子ども広場やビアガーデンに大勢の方が訪れました。

夕方からは時折雨が降る中、勇壮な太鼓演奏とみこしの練り歩きが行われ、横町・立町通りが熱気に包まれましたが、その後、強い雷雨に見舞われたため、残念ながら夜のおどり流しは中止とさせていただきます。

なお、お祭り当日は、鉄の展示館の入館料を半額にし、今年度、鉄の展示館の西側に新たに

整備した駐車場を子ども広場として活用したり、隣接の中心市街地コミュニティセンターを休憩所とすることで、鉄の展示館への誘導を図り、子どもたちや保護者の方などが鉄の展示館に興味を持っていただけるよう取り組みました。

続いて、10月29日には、坂城駅前多目的広場、坂城駅、中心市街地コミュニティセンターにおいて、169系電車の静態保存10周年を記念し、「鉄道フェスタ with ワイン&ふード市」が開催されました。

当日は、169系電車の開放やNゲージ・ジオラマ走行の展示、鉄道グッズの販売、169系電車が活躍していた時代の自動車などの展示やボンネットバスの乗車体験のほか、ねずこんと小海線沿線のご当地キャラクターハイぶりっ子ちゃんの楽しいステージやコンサートなどが行われました。

また、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の参加市町村が連携しての広域ワインイベントである「千曲川ワインバレーに恋する10月」と町商工会による「ふード市」も同時開催され、鉄道ファンや旧車好きの方から小さな子ども連れの家族やワイン好きの方まで、約2,300人の方が会場を訪れ大盛況となりました。

続いて、12月15日から1月末までにおいては、中心市街地の活性化とにぎわいを図ることを目的に、坂城駅前のイルミネーションと169系電車のライトアップを実施しました。

イルミネーションは、今年も長野県信用組合坂城支店様のご協力により、株式会社まちづくり坂城の皆さんが同支店駐車場の壁をLED電球で装飾し、12月15日に開催した点灯式などで記念撮影をする方が訪れていらっしゃいました。

鉄の展示館においては、昨年3月29日から5月21日まで「どうしよう家康の頃の日本刀展」、5月27日から8月27日まで「第13回新作日本刀・刀職技術展覧会」、9月2日から11月19日まで「第16回お守り刀展」、11月21日から2月4日まで「魅惑の備前刀展」を開催し、2月7日から3月24日まで坂木宿ふるさと歴史館との2会場において「坂城のお雛さま」を開催しております。

このように年間を通して様々な展示会を開催することで、町が生んだ重要無形文化財保持者故宮入行平刀匠の作品やその伝統を受け継ぐ宮入一門の作品などのほか、日本刀の魅力と匠の技の集大成である刀剣美術について、より多くの方に興味を持っていただけるよう企画してまいりたいと考えております。

坂城駅周辺でのイベントの開催については、今後も町内各所における観光施設や観光資源と結びつけ、創意工夫により活用することで、より多くの観光客が周遊して楽しんでいただけるよう関係機関と連携して取り組み、にぎわいの創出や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、中心市街地街並み整備のための意見交換会の内容と、今後の坂城駅周辺の活性

化に向けた考えについてお答えいたします。

坂城駅前中心市街地におきましては、およそ20年前から鉄の展示館や中心市街地コミュニティセンター、坂木宿ふるさと歴史館、けやき横丁等の整備を進めてまいりました。近年は、令和2年度に鉄の展示館の西側の土地を取得し、4年度に既存建物の解体、整地等の整備を行い、当面の間、駐車場やイベント・地域行事のためのスペース等として活用できるよう整備いたしました。

令和4年12月には、鉄の展示館の北側の土地が町に寄附され、地元区から、安全、衛生を確保するため環境整備の要望が寄せられていたことを踏まえ、今年度、既存建物の解体、竹木の伐採、仮設駐車場整備等の工事を行ったところであります。

これらの土地を含めた鉄の展示館周辺一帯は、坂城駅周辺の観光施設、商業施設、地域のコミュニティ施設の中心に位置しており、中心市街地のにぎわいと地域の活性化など、まちづくりの重要なエリアであります。

このことから、将来的な利活用については、関係者や地域の皆さんのご意見を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えており、先月27日に、町議会坂城駅周辺活性化特別委員長をはじめ、町商工会や地元区長、学識経験者の方などにご参加いただき、中心市街地街並み整備のための意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では、今年度実施いたしました鉄の展示館北側の土地の整備工事の内容と当面の間の利活用方法や、中心市街地の現状、鉄の展示館周辺一帯の将来的な整備について昨年度までにいただいた意見等について説明し、参加された皆さんからは、地域の交流の場の創出や、イベント、防災面での活用などについて意見が出されました。

町といたしましても、鉄の展示館やふるさと歴史館などの観光施設等を有機的に結ぶ回遊性や鉄のほそ道を中核とした特産品や食事の提供などによる観光と商機能の充実、イベント会場や駐車場の確保、地域の皆さんが集い交流する公園・緑地などの憩いの空間、有事の際における避難場所といった、様々な可能性が広がり、新たな期待も膨らむエリアであると考えております。

今後は、周辺エリアを含めた面的な視点で、大勢の人が行き交い、集まる、魅力ある中心市街地として環境を整え、にぎわいによる波及効果で、地域経済の活性化につなげられるよう、関係者や地域の皆さんからのご意見を伺う中で、利活用方法などを検討してまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、商工農林課長より利用状況及び今後の取組などについて説明をいただきました。ご説明にあったとおり、現状を踏まえ、広く町民の皆様からのご意見、ご要望をお聞きしながら、坂城駅周辺の活性化が図られることが重要です。

また、広く意見を聞く意味では、町内の小中高の皆さんへのアンケート調査なども一考では

ないかと思えます。町議会の一員として、坂城町、商工会並びに関係機関との連携を密にし、一致団結、協力していく所存です。

以上で、私からの一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩といたします
(休憩 午前11時47分～再開 午後 1時30分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、2番 中嶋 登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

まず初めにですね、今もテレビで映っておりましたが、例の東日本大震災からもう13年も過ぎてしまいました。大地震発生当時、坂城町議会では委員会審査が行われておりました。その後でございましたが、相当大きな揺れが長く続き、ここは4階でありますので、余計にちょっと船酔いになるような、気持ちが悪いぐらい揺れたということでありました。

そしたら、こんなことを覚えているんですが、そんなとき誰かがおい早くテレビをつけてくれやとどなるような声が聞こえたので、慌ててテレビをつけると、東北地方の町が映し出されており、大津波が来て車がどんどん流されていく様子が映し出されたのでありました。これはえらいことになったぞと、東北に大きな地震が来て、大津波が襲っているんだなということがわかりました。まさに13年前の今日でした。2011年3月11日、午後2時46分の出来事でございます。それが後で名前がつけられたんですが、東日本大震災が起こり、東北がとんでもないことになっているということが、時がたつにつれてどんどんわかってきました。当時の恐ろしい思い出であります。

震災で犠牲となった、数字が少しあれかもしれませんが、2万2,804名の御霊に心より哀悼の意を表するとともに、原発問題もあり、今なおふるさとに帰れない皆様方に心よりお見舞いをするものでございます。

何人かの同僚議員も、全員なのかな、きっとね。おっしゃっていましたが、さて、本年も年始めの1月1日、4時過ぎだったと思いますが、能登半島地震が起こり、241名の尊い命が失われております。避難者が7,491名、家屋被害が6万9,899棟との報告がなされておりました。亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被災地の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧と復興を心から願うものであります。

その日でございます。私はプライバシーがないから、うちのことをこんなところでも言っちゃうわけではありますが、我が家では、子どもたちと孫、3家族が正月で帰ってきて、みんなでお茶を飲んでテレビを見ていました。そのときにガタガタッと地震が来て騒然となりましたが、落ち着けと言って、テレビが倒れないようにしっかり押さえつけていました。数分たつとNH

Kニュースで能登半島で最大震度7の地震が起きたことが報道をされました。これはまたえらいことになっちゃったなど、そういうふうに思いながら、私も中之条の自主防災会の役員、会長を引き受けておりますので、すぐ軽トラに乗りまして、中之条区内をくまなく回って、ブロック塀が倒れていないのか、屋根から瓦が落ちていないか、確認に回りました。

そしたらよかったです。何もなかったです。1か所もなかったですね。今の瓦が落ちているとか、ブロック塀が傾いて何とかなんてことがなかったのも、これはよかったです。それで、私も今中之条区の自主防災会のほうも仰せつかったり、このたびは中之条の区の副区長なんかも仰せつかっていますので、そのまんま心配になりましたので、区長の自宅へ飛んでいきまして、今一回りしたけど、区長、何もなかったわいと。地震の影響はないよかわいと云ったら、何だおいも行ってくれただやかなんて。俺も今さっき帰ってきたところで、一回りしてきただわいなんて言って、よかったじゃないかいと言って、まあ何もないから、区の役員に連絡することもなし、これで解散だわななんて言ってうちへ帰ってきたんですが、ただ、自主防災会のほうは、何人もうちへ電話をよこして、どうするだい、公民館でも集まるだかいなんていうようなことがあった。

自主防災会に二十五、六人いるわけですが、幹部には私から連絡しまして、俺も今、区長もそうだったんだけど、一回りしてきたけれども、よかったわ、今回はと。中之条は何もないわと。そんなに心配しなくもいいわやなんていうようなことで、それじゃあどこかに集まるだかいと。そんなことはしなくてもいいと。そんなようなことが坂城町の中之条で起きた事実でございました。これも自主防災会の仕事であると、そういうことで、そんな動きをしたというそういうあんばいでもございました。

ちょっと冒頭が長くなりましたが、質問に入ります。この質問はですね、中沢町政の頃から私は少子高齢化問題に取り組んでおりました。子どもがどんどん少なくなっちゃうわなど。今から20年前ぐらいに、そんなことも少し言い出していたということでもございます。それで、結婚しない人も多いから弱ったぞと、そういう時代でありました。

そのときにですね、子どもの命を守るために、子ども3ワクチンを無料にするように提言をしましてまいりました。ちょっとおさらいをいたしますと、当時は、オギャーと生まれた赤ちゃんから3、4歳までやるんだというお話でしたが、それがヒブワクチンです。それから小児用肺炎球菌ワクチン、そこへ子宮頸がんワクチンであります。これを称して、子ども3ワクチンなんていうような言葉がありました。それを無料にしようじゃないかと。

もともと、当時は3ワクチンは有料でありましたが、私も議場のこの場所です、中沢町政の頃でもございましたが、一般質問を何度か行いました。ただにしてくれやと。そんなようなことを云ったらですね、ちょうどその一般質問をする当日、駒ヶ根市が長野県で一番真っ先に3ワクチンを無料にするという。国の補助も当時はございました。ちょうど中沢町長は、国が

国がばかり言っていたんだけど、やろうじゃないかと、初めて。昔の政治言葉じゃないですが、善処しましょうなんて言っていたのが約束になっちゃったんだ。町長、国がやっているから、やろうじゃないかと言ったら、やると。そんなところからですね、長野県下で2番目に子ども3ワクチンを無料にしたと、こういうことでございました。

その後もですね、中沢町政から山村町政にバトンタッチしたときも、それこそ今の町長もご存じのように、3. 1 1の時代でしたので、そっちへうんとお金を使っちゃうから、ちょっとワクチンは有料になるんじゃないかという心配をしたときに、町長は、そこでは、いや、それはしないよと。無料にしとこうよと、そういうお言葉をいただきました。ああよかった、立派な町長が来てくれてよかったななんて、その当時は私も思いましたね、うれしかったんです。

それがずっと継続してきたんですが、いろいろこれも。私もその後も一般質問をしておりますが、子宮頸がんワクチンだけはですね、皆さん当然ご存じのようにですね、後遺症問題が起きちゃいまして、積極的にはもう勧めないよと。勧めちゃいかんぞと、国がね。そんなものは、私に言わせればつまらないことを言ってやがるなんて思って、頭にきていたんですけれども、そうは言ったって、そのときには数年間の間は、ほとんど接種を受ける人がいなくなり、もう限りなくゼロに近いような少数となってしまったということでございました。

ただ、ついこの間ですね、国の方針も変わり、やっとなですね、積極的に子どもたちも受けるようになり、私の念願であった3ワクチンで、子どもたちの命を大人が守ってやろうじゃないかということがまた始まったと。よかったなと思いました。私は議員の立場として、これで正々堂々と町民の皆さん、テレビを見ている人たちも言いたいんだ。これは、少子化問題に私は少しであるが、歯止めがかかったと思っています。

がんで死ぬなんていうようなことは、それはゼロとは言いませんよ。だけでも今の医学でいけば、限りなくゼロに近いという状況になっている。がんにならないと。ヒブワクチンだとか小児用肺炎球菌にもならないと。子宮頸がんワクチンにもならないと。このぐらいの私は言葉を使ってもいいと思っています。ということは、やっぱり今申し上げましたようにですね、国のほうとしたって結局やったんですからね。やらないんだったら、俺は絶対やるなと言ったんですよ。結局、先進国では、アメリカでもイギリスでも、フランスでもドイツもみんなやっていたのに、日本だけ止めちゃっていたんですよ。ふざけるなと思ったんですよね。後遺症問題だ、後遺症問題だからしょうがない。

ただ、でも今考えれば、またそれもですね、山村町長も、あのあれです。いくつからいくつという年齢があったが、高校生ぐらいまで延ばしてやろうじゃないかと。高校2年生ぐらいですか。その辺は、町長、私も大いに評価するものです。国の規則で来たやつは、何とか頑張っていて、やっていない子どもたちにもやってあげないようじゃないかと。そういう施策を町長がおとりになったことに対して、私は敬意を今でも表しております。

それで、今いろんなことをお話し申し上げましたが、ただ、今の3ワクチンはよかったんですが、これからやるのが大事なんですけれども、結局、今の子どもたちを守るために、私は今の3ワクチンがオーケーになってうんとうれしかったということでしたが、残念ながらもう一つありまして、これはじゃあ何だいと言われますとですね、胃がんのもととなるピロリ菌の除去も医師会のほうからも提言がなされておりますが、やらなきゃいけないよと言われておるわけです。

何だいと言われますとですね、胃がんの原因で、すみません、やっところから問題に入るわけですが、1. 胃がんの原因ピロリ菌について。イ. 集団健診でピロリ菌検査を。

これはですね、井戸水を飲んだ世代、私はもう年寄りであれなんですけど、ざっくり言いますと50代中頃からの人たちは、井戸水を飲んでいるはずですよ。その人たちは約9割がピロリ菌がいて、胃がんの人を解剖すると、何と100%ピロリ菌が出てくるということでもあります。要は、ピロリ菌を持っていると胃がんになりやすいと、こういうことです。

実は、私もですね、もうあれですけど、このコロナの前でございましたけれども、この問題がちょっと出てきたときに武市医院に行きまして検査をしてもらいました、何と私も井戸水のせいです。ピロリ菌がしっかりいました。先生にどうしたらいいかと言ったら、1週間ほど抗生物質のお薬をしっかり時間を守って飲んでくださいよなんて言われました。また1週間後にそれを飲んだ後行きましたら、先生が言うにはよかったぞと。どうなりましたと聞いたら、ピロリ菌がゼロになったと。そういうことで私は安心しております。胃がんじゃ死なないぞと、こんなふうにしてあります。

それで、団塊の世代がいよいよ、町長、私らの団塊の世代が後期高齢者となってきております。ここで大事なことは、坂城町も今までワースト5番だ、3番だなんて時代もあったんですが、国保の医療費を私はもう心配しているんです。それこそ団塊の世代なんていうのは山といいますから、私らの頃は、中学を統合中学なんて言いましたね。旧坂城中学、村上中学、中之条中学が合併して一緒になって、統合中学なんていう名前で、今じゃもう坂城中学は当たり前でございますが、そんなふうになったわけです。

我々の頃は、もう8クラス、1クラス50人。そういう時代でした。今はなんか聞くところによると、教育長に聞かなきゃいけないんですけど、何だか3クラスぐらいになってきちゃったなんて、えっそんなに少なくなっちゃったんだかいと。そんな今は時代なんですよ。それが今私が申し上げましたようにですね、やっぱり今の後期高齢者がいよいよ、8クラスあったような子どもたちが大人になりまして、我々ですが、それが国保がやばいんじゃないかと。やたらこれから病気になりますから。

そこでですね、今の国保の医療費を抑制するためにですね、町でいつもは集団健診をやっておるわけでございます。そこへですね、私の考えているのはですね、ピロリ菌検査の項目を加

えていただきたいんです。そうするといるかないかわかるので、そうすると、おいピロリ菌がいただくと。そしたら、また今の武市先生、色川先生のところに行って、1週間の薬なんかで治っちゃうと。こんなふうになるとですね、今私が申しあげましたように、国保の医療費がそんなにたんと使われないで済むんじゃないかと、こんなふうに思うものであります。その辺のところの町のお考えをお尋ねしたいと。ちょっと長くなりましたが、そんなあんばいです。

それから、口といたしまして、先ほども申しあげましたが、子ども3ワクチンがいいのだが、口として、小学生にピロリ菌検査を。

数年前に千曲医師会による講演会が町の文化センターで開かれました。信州医療センターの副院長、これは有名な先生です、胃のほうでは、赤松先生です。その赤松先生が「ピロリ菌と胃がん」という話を出されたんですが、その中で、何と子どもたちにもピロリ菌感染者が5%いると。水道を飲んでいる子どもたちなんかは、絶対ピロリ菌がないと思ったんですよ。そしたら先生が突然そんなことを言い出して、しかも5%いるぞと。そんな講演内容でありました。

先生によるとですね、医師会でありましたから千曲市と坂城町であります。だから、千曲市と坂城町の中高生は約4千人今いるんだと。そのうちで200人がピロリ菌に感染しているはずなんだと。そのうち15%の約30人が大人になって、必ずや胃がんになるんだぞと。そのうちの12人が胃がんで命を落としてしまうということでもあります。ということが、これは千曲医師会の私はデータだと思いますので、だからそういう部分を考えると、千曲市、坂城町はちょっと真剣に考えなきゃいけないんじゃないのかと、こんなふうに思うわけであります。

私がちょっと考えたのはですね、子どもたちが小学校の頃でもいいし、中学、高校でもいいんですけども、10代の間にやればいいという話もちょっと聞いておりましたので、一つのこれは提案ですが、子どもたちを守るために、小学校5年生のときに集団健診で貧血検査を行うようです。なんかそれは血液を採ってやるというようなことを聞いておりましたので、ただそこへピロリ菌もやってもらえばいいと、ただそれだけのことなんです。特別ピロリ菌をやるから集団でもって血を採ってしまおうと、そんなようなことじゃなくて、そういうところやればいいと。

それが今の小学校5年生ぐらいは、ちょっとまたお医者様にも聞いてみなければわからないが、ちょっとまだ若過ぎるかななんて言ったら、中学生ぐらいになったときに、何かそういう検査があるときに一緒にやってもらえればありがたいのかなと、こういうふうに思っている。

それで、いろいろ調べると、このピロリ菌の検査方法というのはいくつもあるんですよ。胃カメラでも大丈夫だそうです。それから、何と尿検査もいいみたいです。それから検便もいいようです。それから、あとさっきも申しあげましたが血液検査もいい。それから、私が武市医院でやったのは、これはなんかちょっとよく意味がわからないんだけど、尿素呼気試験法

という、袋みたいなのがあって、そこでふうっと風船を膨らますようなことをして、その空気の中から何か調べるというやり方だそうです。

だから、今私が子どもたちにやらせたいのは、貧血検査のときに血液というお話をちょっと聞きましたので、それなら血液検査の中へピロリ菌と今の貧血検査と両方できちゃう、そんなふうに思っただけを申し上げるわけでございます。ですから、今申し上げたようなことのちょっと今二つ、三つ提案を申し上げましたが、町のお考えをお尋ねするものであります。

以上であります

保健センター所長（竹内さん） 1. 胃がんの原因ピロリ菌について、イ. 集団健診でピロリ菌検査をから順にお答えいたします。

がんは、日本において昭和56年から死因の第1位となり、現在では2人に1人が生涯のうちにかんにかかる可能性があると言われております。

国立がん研究センターがん情報サービス、がん統計によりますと、令和2年にがんで亡くなった方は全国で約38万人となっており、そのうち、がんの部位別に多い順に申し上げますと、肺がん、大腸がん、胃がんと、胃がんは3番目に多い状況でございます。

また、長野県では、多い順に肺がん、大腸がん、膵臓がん、胃がんとなっており、胃がんにより亡くなられた方は、4番目に多い状況となっております。

ご質問の胃がんの原因とされるピロリ菌につきましては、胃がんの原因のほとんどを占めるとも言われており、まだ免疫力が低い幼児期に、主に親子間で感染すると考えられ、胃に取りついて炎症を起こす菌で、ピロリ菌の感染が長期間にわたって持続すると、胃の粘膜が薄く痩せてしまう萎縮が進行し、胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すと言われております。

ピロリ菌の感染の有無を調べる検査につきましては、血液を採取して行う血清抗体検査や吐き出された息（呼気）による尿素呼気試験のほか、内視鏡による検査などがございますが、検査方法により検査の精度に差がある状況でございます。

町の健診におきましては、集団で行う町の特定健診において実施できる検査は、血清抗体検査となりますが、この検査法は精度が高くないとされ、実際には陰性であるにもかかわらず、かなりの方が陽性と判定されてしまうことから、この検査で陽性となった場合は、医療機関において再度検査をしていただく必要が出てまいります。

また、町が委託をしております千曲医師会管内の医療機関において個別で特定健診を受診する場合につきましては、ピロリ菌検査の実施はできないとの回答をいただいているところであります。

なお、ピロリ菌検査において陽性となり、ピロリ菌の除菌治療をされる場合は、内視鏡による診察の有無により保険の適用となる場合、ならない場合があり、費用も様々となるため、健診項目に加えるには大変課題が多く、現状では難しいと考えております。

一方で、胃がんを発症する原因は、ピロリ菌の感染だけではなく、塩分の多い食品のとり過ぎ、喫煙、多量の飲酒、野菜や果物の摂取不足などからも発症すると言われております。

胃がんの予防といたしまして、胃がんの大きな原因となるピロリ菌を除菌することも有効ではありますが、除菌後も胃がんなどの病気にならないわけではないため、定期的に胃がん検診を受診していただくことが大変重要であります。

町におきましては、現在40歳以上の方を対象に胃のエックス線検査を実施しておりますが、さらなる胃がんの早期発見と早期治療を推進するため、千曲医師会にご協力をいただき、千曲市と共同で令和6年度から新たに胃の内視鏡検診を実施いたします。

胃の内視鏡検診につきましては、50歳以上で実施年度に偶数年齢となる方を対象といたしますが、詳しくは今後、広報、町ホームページ等でご案内をしておりますので、該当される方におかれましては、ご検討いただき、お申込みいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、ロ．小学生にピロリ菌検査をについてお答えいたします。

ピロリ菌は、まだ免疫力が弱い幼児期にピロリ菌が混入している水や食べ物のほか、家族間の唾液などから感染すると言われており、感染率は中高年で高く、若年層では近年の衛生環境の向上等により低下傾向にあると言われております。

松本市が平成30年度から中学2年生の希望者を対象に実施しているピロリ菌検査につきましては、小児生活習慣病予防検診に合わせて実施されており、一次検査は血清抗体検査となりますが、この検査法によりますと、実際には陰性であるにもかかわらずかなりの方が陽性と判定されてしまうことから、この検査で陽性と判定された場合には、尿素呼気試験法による二次検査を実施していただく必要があります。

二次検査で陽性と判定された生徒さんで、除菌をする場合は個別に医療機関に行っていただきますが、除菌につきましては全額自己負担となり、胃の内視鏡検診を受けない場合には保険の適用にならないなど、除菌方法や料金も様々となります。

また、小学生の児童が胃の内視鏡検診を受診することにつきましては、心身への負担が大きいことなどが挙げられ、日本小児栄養消化器肝臓学会が作成している「小児期ヘリコバクター・ピロリ感染症の診療と管理ガイドライン2018」におきましては、内視鏡を必要としない検査法が強く推奨されている状況でございます。

町が小学5年生及び中学生を対象に実施をしております小中学生生活習慣病予防検診において、松本市と同様にピロリ菌検査を実施した場合の検査方法につきましては、松本市と同じく血清抗体検査となり、二次検査が必要であることや、陽性の場合の除菌に係る診療方法は医療機関の判断とされていることなどを踏まえ、今後、国・県等の動向を見極めながら、慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

2番（中嶋君） ただいま、保健センターの所長よりですね、懇切丁寧なるご答弁をいただきま

した。ご丁寧な答弁ではありましたが、何かいろいろお調べになっていただいでですね、松本あたりはやっているんですよ。ただ、その二次検査までしなきゃって、その辺までちょっと私も研究していなかったんで、先ほど申し上げましたように、一番いいのは内視鏡で胃カメラだと思うんです。あと尿検査、検便、それから血液検査、あと尿素呼気、ふわっと風船を膨らますような、そのような方法もある。

血液検査というのは、やっぱりあの血液の検査なんですか。ただ、私もこの場所で申し上げるんですが、武市先生にやっていただいて、おまえにはいないよと、ゼロだぞと言われてたんですが、ついでということも考えまして、いつでも1年に1回、私は松代病院で1晩泊まりでドックをやっているわけです。そこにちょうどピロリ菌もできるというようなことが書いてありましたから、それじゃあわざわざ風船を膨らますとか、そういうのじゃないんだったら、血液でやったと思います。内視鏡はやっておりません。

検便もそれはやっておりませんでした。だから血液だったと思うんですが、何といなかったんですよ、やっぱり。だから、武市先生のことを疑ったわけじゃないけれども、俺もそれが自分で、ここでいつもピロリ菌のをやったらどうですかなんていうようなことを言う立場ですから、私がそういうことを言うと、自分でもやっぱりやってみなきゃ、人様に勧めるときにどうなるのか。

そしたら、2回ともやっぱりいなかったと。そのようなことがありましたので、今、課長にはご答弁をいただいて、二度の検査なんていうようなことがありましたが、それは、今、課長に二度も三度もここへまた来て、どうなっているのなんて私は言いません。丁寧に説明していただいたから。

ただ、町長にはちょっとお願いしておきたいんです。松本市でもうやっているんです。その辺が町長、私は大事だと思います。行政の立場としてやっぱり。その辺のところは、またその血清問題もあるから、みんな陽性になってしまうなんて、あれがある。であるんでしょうけれども、もうほかでもやっている部分もあるんだから。私がこれを毎回毎回、コロナの前だったら、私はここで相当騒いでいました。コロナがあつて少しあれしてたし、それから、今の3ワクチンも、どっちかと言ったら子宮頸がんをやれよなんてことを昨日ここで言っていましたからあれなんです、最終的な部分を言えば、子どもたちの命を守るには、3ワクチンと私はこのピロリ菌に対してしかないと思っております。

その辺のところをまた。だから、所長の答弁はもう要らないから安心してください。町長には、ここで私は宿題を出させていただきます。ご検討なされて、またぜひ坂城町の子どもたちを町長守ろうではありませんか。大人の使命だと私は思っております。

それではですね、次の質問に移っていきたいと思います。次の質問に移るわけですが、ふるさと納税は、この場所で私がちょっと提案したときに、課長にちょっと小言を言われまして、

海老で鯛を釣る税金の集め方はいかなものかなんて言われたんですが、それで、もう課長の答弁なんか要らないわと、町長どうするんだと言ったら、町長はここで英断をしていただきました、あのときに。やりましょうよと。うれしかったですね、あのときは。課長は、海老で鯛を釣るような税金の取り方はいかなものかなんて言って。だから、町長にどうするんだと言ったら、町長にやりますと言っていていただいてうれしかった。そこから始まりました。町長、今に至っておるわけであります。

2. ふるさと納税について

イ. 今までの寄附額の推移と今後の見通しは

お尋ねをしたいと思います。まさにこれも私のライフワークとなっていたような質問ではありますが、ここ数年、億を超えるようになってきております。提案者として、私もとってもうれしく思っておりますが、今までの寄附額の推移と今後の見通しと寄附金がまた増額するような施策をですね、お尋ねをしたいと思います。

ロ. 選べる使い道は

ふるさと納税は、寄附金の使い道が見えるすばらしい制度であると私は思っております。4項目の使い道と金額の状況をお尋ねいたします。これがよく言われる税金の見える化です。こんなすばらしい、しかも他市町村からいっぱい坂城町に頂く税金でありますから、私はこんなすばらしいことはないと思っていますし、これももうどんどん増やしていかなきゃいけないと、こんなふう思うものです。

以上2点、質問をいたします。

町長（山村君） ただいま、2番目の質問としまして、ふるさと納税について、イで寄附額の推移と今後の見通し、ロで選べる使い道はというご質問がありました。

私からは、ロの選べる使い道はについてお答え申し上げまして、イの今までの寄附額の推移と今後の見通しについては、担当課長から答弁いたします。

今までも中嶋議員さんから何回もご質問やお話がありましたふるさと納税制度については、国民の多くが地方で生まれ、教育を受け、やがて進学や就職を機に移った都会で納税をする中、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があってもよいのではないかとの考えから、国において検討がなされ、平成20年度から導入されたものであります。

ご案内のように、坂城町におきましても、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートいたしました。そのとき、私が町長になってからですけれども、なかなかお土産つきでは寄附金が増えないということもありまして、よく調べてみたら坂城町の方が外でふるさと納税をしているという、そっちの出るほうが大きいということがありましたので、これをじゃあやっぱり何とかしなきゃいけないということで、平成28年度からは協

力事業者を募りまして、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネット上のポータルサイトによる寄附金の受付を開始するなど、全国から寄附を受けやすい仕組みとして運営しているところであります。

このようにして全国の皆様からお寄せいただきました寄附金は、一旦ふるさとまちづくり基金に積み立て、毎年1月から12月までにいただいた寄附額を翌年度の各種事業の財源として活用させていただいているところであります。

さて、選べる使い道はというご質問ですが、町では、寄附申込みの際に四つの分野から使い道をお選びいただいております。直近の令和5年1月から12月までに頂いた1億3,841万1千円は、今議会に上程しております令和6年度当初予算案に反映しております。

使い道と金額について申し上げますと、まず、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」が5,334万4千円で、令和6年度では、高校生のタイ国研修事業や中学生海外派遣事業、あるいは保育園、3歳児以上副食費無償化、坂城児童館遊戯室改修、あるいは特色ある学校づくり交付金事業、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー配置などに活用させていただいております。

「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」につきましては、691万2千円で、文化財として価値のある旧久保家住宅の建物調査や、坂木宿ふるさと歴史館の管理、文化財保存団体等や千曲川坂城陣太鼓保存会への支援などに使っております。

また、「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援」が718万4千円で、オリジナルローズのさかきの輝等の増殖やばら祭りの支援などに使わせていただいております。

そして、「ふるさとさかきのまちづくりを応援」、これは町にお任せということなんですけれども、これは7,097万1千円で、有害鳥獣対策ですとか、ねずみ大根の振興、ワインブドウの産地化、テクノセンター支援、中心市街地活性化などの産業振興事業や消防団の活動、消防防災設備、地域猫活動など、町の安心安全な環境づくり事業のほか、本当に様々な分野の事業に活用させていただく予定であります。

いずれの事業も、ふるさと寄附金として町を応援してくださる方々の意に沿い、それぞれの分野で町独自の事業を含め、各種事業の充実発展に活用させていただいており、こうした使い道については、希望される寄附者の皆様に対してもご報告をしているところであります。

今後につきましては、この後の担当課長の答弁と重複するかもしれませんが、引き続き寄附を通じて町を応援していただき、第二のふるさととして坂城町に思いをはせていただける方が一人でも増えるよう取り組むとともに、いただいたご寄附は大切に活用させていただきたいと考えております。以上であります。

企画政策課長（伊達君） 私からは、ふるさと納税についてのご質問のうち、イの今までの寄附額の推移と今後の見通しについてお答えいたします。

まず、今までの寄附額の推移につきましては、インターネットによる寄附金の受付を開始した平成28年度以降の寄附額の状況を申し上げますと、平成28年度が2,846万円、29年度は4,558万8千円、30年度は7,979万4千円、令和元年度は1億4,857万2千円、2年度は1億8,926万1千円、3年度は2億5,835万4千円、4年度は1億2,983万5千円のご寄附をいただいております、それぞれご指定の用途に従い、有効に活用をさせていただいている状況でございます。

また、今年度につきましては、前年の同時期と比べますと、2月末現在で、寄附の受入件数では1,907件、受入額では838万4千円の増となります、合計で言いますと8,960件、1億3,763万5千円の寄附をお寄せいただいておりますところでありまして、返礼品の充実やインターネットによる寄附の受入体制を整えた平成28年度以降は、今申し上げましたように大変多くのご寄附をいただいておりますという状況でございます。

次に、今後の見通しと寄附金増加への施策であります。現時点で具体的な寄附額の目標というものは設定してございませんが、これからも寄附を通じて町を応援していただき、第二のふるさととして、坂城町に思いをはせていただける方が一人でも増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど町長からも申し上げましたとおり、町では、平成28年度に町内事業所のご協力の下、特産品などの返礼品を設け、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入などを行いました。

以降、人気を博していたブドウなど果樹類を提供いただける登録事業者を増やす取組や、人気返礼品の数量確保といった返礼品の充実とともに、寄附の申込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済やふるさと納税に伴う特例申請のオンライン化に対応するなど、寄附者の利便性向上に努めてまいりました。

今年度も、国が定める基準を遵守する中で、ポータルサイトをさらに1社増やすとともに、ポータルサイトの掲載内容の見直しや、新たな返礼品協力事業者3者の登録のほか、既に返礼品のご協力をいただいている事業者から新たな返礼品の提供をいただくなどの取組を進めてきたところであります。

返礼品は、町の魅力を知っていただく大変重要な要素でありますので、今後も事業者の皆様のご協力をいただく中で、新たな魅力ある町の特産品を積極的に取り入れながら、返礼品の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、より多くの全国の皆様に坂城町を知っていただき、魅力をお伝えする機会とするための体制の充実につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

2番（中嶋君） ただいま、課長にこれまた懇切丁寧なご回答をいただきました。町長にもです、ね、今どこに使われているんですかと、さっき私も言いましたように見える化でございます

からね、これはいい税金の使い方ですね。私なんかも、大した税金は町へ払っていないんですが、そうは言いましても、どこへ金って使われているんだよと、道を直したからなんていうような話があるんでしょうけれども、このふるさと納税の見える化はすばらしいです。今、町長が細かに、子どもたちの分が多く使われていて、とっでもうれしく思うわけです。

それから、またあとは消防団もやっている。ありがたいですね。消防団もなかなか若者たちの入る人がいなくなってきた、みんな苦勞しているようです。

そういうちょっと手の届かないようなところへ、全国からいただいた税金をおあげしていくというような、一番これはまた見える化で、消防団の団長でも、ここへ連れてきたいようですね。一生懸命おめたやってくれやと。そんな部分もありました。

それから、先ほど課長に一生懸命答弁していただいたんですが、町長、よかったですよね、やって。あのときにやっていなければ、こんな銭は坂城町に集まってきませんよ。28年度に町長がやれやと言ったら、やるわと手を挙げて、あそこからが快進撃ですね。最初は2,800万円だったんです。それが何と元年頃から1億円超えになったと。このときはうれしかったね。それこそこれはいい制度だと私は思っていました。よそ様の市町村から合法的に坂城町へ1億円からのお金が出てくるから、こんなすばらしいことはないやと。そんなふうになりました。

ましてや、今、町長がいろいろご検討なされて、これは考えたやり方ですが、子どもたちなんかは、私はうんとうれしいです。とにかく少子化で子どもは大事でありますので、そこへたんとお金を使っているんだということを今ご報告いただきました。また、町長に敬意を表するものであります。ありがとうございます。

またちょっと課長にはもう一言言っておかなきゃいけないんだけど、今の3年のときには2億5千万円もあれしたのに、また1億円台へ戻っちゃったから、このようなところは、また、課長あれです。さっきも言いましたように、私も覚えているんですが、レッドフォースという会社をお願いをしまして、そこから始まって、ポータルサイトとか何とかやってやっね。あれをたんと増やせなんていう。課長、一言でいいけれども、私もテレビをしょっちゅう見てやっているんだけど、さとふるなんていう人気のあるのがやっていたけれども、あんなところはやっているんですか。ちょっとそこだけご答弁を。

企画政策課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

特定の事業者の名前を挙げてというわけにはいきませんが、ご質問のサイトにつきましては、現在やっておるところでございます。

2番（中嶋君） 役場の職員、課長らしいご答弁をいただきました。いろいろ制約があるんでしょうね。私はもうあれです。えらい恐れるものはないから、もうみんなさっきもね、どこでおまえは具合が悪くなってきたなんて、武市先生ですかね、色川先生とかみんな言ってしま

うんだけど、別にそれを言ったってね。昔ね、中沢町政の時代に、各会社を言うときに謎かけ問答だとこの場所で怒ったんですよ。例えばあれですよ。南条にあるN樹脂なんて言うんだよね。N樹脂がどうした。今度、最近ね、建機の関係で一生懸命頑張ったなんてあの時代でしたから、とても伸びてきた会社があるなんて、村上のT製作所だなんて言って、こういう問答をやったことがあったんです。怒ったんですよ、俺は。こんな謎かけみたいなことはやめたらいいでしょうと言って。そしたらコマーシャルになっちゃうから、どうのこうの。コマーシャルになっていいじゃないかと言ったんですよ、ここで。やたらここでコマーシャルして宣伝して、今の日精樹脂がやたらでかくなったり、竹内製作所がすてでかくなったりいいじゃないかなんていってやった時代もあったんですが、それでも私、登は荒っぽいことを言う人間ですから、こんなところでこういうことを言っちゃうんですが、課長のお立場を考えて、私はそれ以上言いませんが、やんわりとですね、やっているよと言われても、テレビで宣伝するさとふるなんてところも一生懸命、日本中であれは宣伝しているでしょうから、そこへなんかサイトがどうたらとあって、こんなことをやったら坂城町が出てきた。すごいな、シャインマスカットなんていってね、またみんな坂城のおいしいシャインマスカットを日本中の人に食べていただければ、こんなうれしいことはありません。

そんなことも含めて、またいろいろ課長には宿題を出しちゃって申し訳ないんですが、できればですね、せっかく1億円を超えてきていますので、すぐまた前のように2億円にしろということは言いませんが、1億2千万円が1億3千万円になってきていますので、できるだけ努力をなされてですね、1億5千万円ぐらいを取りあえず目標にして頑張ってください。

ただ、一言最後に言うておきますが、1億円を割らないようなご努力だけは、この場で私はお願いしておくものであります。第2、第3質問はよろしゅうございます。そんなことで、ひとつ町長にも宿題を出しました。課長にも宿題を出しました。よろしく坂城町のためにですね、頑張ってくださいと思います。決して登のためではありません、坂城町の町民、坂城町の子どもたちのために私はお願いをするものであります。

ぼちぼち時間も迫ってまいりました。さて、前段で話したようにですね、日本では大きな自然災害に見舞われており、また、世界に目を向けると、まだロシアとウクライナが戦争を始めてもうどうですか、皆さん、2年もたっちゃった。こんなことが起きています。そうしたらまた始めた。中東では、もうイスラエルによるガザ地区へのこれまた攻撃。悲惨ですね、これは。見れば子どもたちがもう栄養失調でばたばたと死に始めています。えらいことが今起きております。そして、この二つの戦争がいつ終息、終結するというめども立っておりません。えらいことです、人類もね。

そして、今度はその裏で世界的に今何を言い出したかということ、さっきもちよっとお話が出ていましたが、SDGsだなんていってね、未来の環境のためだなんて言ってね、今できるこ

とは持続可能な未来と社会をつくること、そして何と、これもまた町長、坂城町としては頭が痛いわね。2030年にはカーボンを半分にするぐらいのことをが言われているんだし、ましてや50年になったらゼロにするなんて言われているんだからね。そんなことを言っていて、片一方じゃ戦争なんかしている。どうなっているんだと私は思うんですが、そういうふうで考えるとですね、地球が病んでいるのか、はたまた人類が病んでいるのか、皆さん、何とか平和で明るい未来になってほしいものでありますね。

これ以上やっていると、年寄りのぼやきになるように聞こえる方もいると思いますので、このぐらいにしておきたいと思います。それでは、恒例により一句を添えます。ある私の支持者に言われました。中嶋君、議長さんがお休みになっているから、おまえが議長の代わりにやるのも大いに結構だけれども、二場所休んじゃっているぞと。もう3回目をやらなきゃ角番だぞと脅かされまして、今回は2場所、相撲になっちゃっていけません、2回空きましたが、3回目ということで一般質問をさせていただきました。それでは、もう一度言います。最後に一句添えます。雪とけて 世界中に 春よこい。雪とけて 世界中に 春よこい。これにて私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、11番 柗津明子さんの質問を許します。

11番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、令和6年能登半島地震による甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。お亡くなりになられた方と、そのご家族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、坂城町農業クラブ、坂城町社会福祉協議会、坂城町役場職員の皆さんが災害ボランティアとして活動されたことに加え、現在も復興・復旧にご尽力いただいている方々にも感謝申し上げます。

では、質問に入ります。

1. 防災・減災について

イ. 災害時の協力体制について

近年、災害が激甚化や頻発化しています。また、南海トラフ地震、首都直下地震など、広域的な大規模災害の発生も懸念されています。災害の激甚化や頻発化、災害時に支援が必要な高齢者の増加などにより突発的に発生する災害に対し、自治体は住民の生命・財産を守るため、関係機関と連携した迅速な救助や救援体制の確保、そして地域全体の復旧を進めることが大きな使命として求められていますが、行政主導の対策のみで対処することは、ますます困難に

なっています。能登半島地震でも大きな課題の一つとなりましたが、災害が発生した直後の復旧には特に共助が重要となっていきます。そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、災害時の道路復旧やインフラの早期復旧には、必ず地元、地域の業者の皆さんが復旧工事にあたります。現時点での協力体制はどうなっているのでしょうか。

2点目として、現在、町が協定を結んでいる団体等はいくつあるのでしょうか。また、広域での連携はあるのでしょうか。さらに昨年、坂城町は町内の企業と災害時の建機提供で協定を結びました。ショベルカーやクローラーローダーなど、災害時に重機の運転ができる人の確保をどのように考えているのでしょうか。

3点目として、平成29年の改正道路交通法の施行により、法改正以降に取得した普通免許証では、消防ポンプ車が運転できなくなりました。この対策はどのように考えているのでしょうか。

次に、ロ．配慮が必要な人に対して。

日本防災政策には、災害時に最も配慮すべき対象を指す言葉として、災害弱者、災害時要援護者や要配慮者といった言葉があり、その対象は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人を指します。これは災害が起こった場合のハンディーの有無や、環境変化などの影響を受けやすいかどうかはその根拠となっています。配慮が必要な方にとって、避難場所への移動、避難所での生活、言語、トイレ対策が特に重要な課題だと思います。

令和4年4月に改定した避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインを確認しますと、トイレの課題は多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする避難者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながる。被災者支援の中で、避難生活におけるトイレの課題は、今まで以上に強い問題意識を持って捉えるべきである。避難所のトイレは、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置するとともに、建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子どもに使用させるなどの工夫に努めることが必要であると記されています。災害時は、配慮が必要な人の尊厳を守るためにも、しっかりとした対策が必要であると考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、女性、子ども、高齢者等に配慮した災害時のトイレについての対策はどのように考えているのでしょうか。また、組立式簡易トイレ、バイオトイレ、マンホールトイレなど、設置場所について、あらゆる場面を想定し種類別に検討しておく必要があると考えますが、ご見解をお尋ねします。

2点目として、障がい者や車椅子利用者等が参加する避難訓練を実施すべきと考えますが、ご見解をお尋ねします。

3点目として、避難所等での文字や言葉での意思伝達困難者に有効なコミュニケーション

ボードなどの設置や、支援できる人には医師、看護師、手話できます、英語話せますなどのビブス等を用意し、支援を求める人にはヘルプマークのシールを貼るなど、支援ができる人と支援を求める人の明確化が必要だと考えますが、ご見解をお尋ねいたします。

次に、ハ、BCPについて。BCPとは、災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画のことで、日本では平成17年以降、内閣府や中小企業庁が中心となり、BCPの普及を推進してきました。BCPは、企業の事業継続性を確保し、災害や緊急事態に対してリスクを最小限に抑えるために重要な役割を果たします。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、介護事業者は、製造業など他の業種と異なり、利用者の生活、健康、生命と直接的に関わっています。そのため、令和3年度介護保険制度の改正に伴い、今年4月より介護事業者はBCPの策定が義務化されることとなりました。事業者への周知はどのようにしているのでしょうか。

2点目として、災害対応は自治体が担う重要な役割であると考えます。令和5年3月、消防庁から地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果が発表されました。調査対象は都道府県47団体、全国市町村1,741団体、令和4年6月1日時点でのBCP策定済み団体数は、長野県が77団体中75団体で策定率は97.4%、市町村は、全国1,741団体中1,705団体で策定率は97.9%。

そして、BCPの中で特に重要な6要素についても発表されました。重要6要素とは、1、首長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制、2、本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定、3、電気・水・食料等の確保、4、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5、重要な行政データのバックアップ、6、非常時優先業務の整理の六つです。

この重要6要素全ての策定済み団体数は、都道府県が47団体中43団体で、策定率が91.5%。全国市町村は1,705団体中689団体で、策定率は半数以下の40.4%でした。

そこで、町のBCPについて、策定状況はどのようになっているのでしょうか。また、重要6要素は網羅しているのでしょうか。

以上、イ、ロ、ハについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから防災・減災についてということで、イ、ロ、ハと具体的に、なおかつ詳細にたくさん質問をいただきました。私はですね、防災・減災についての基本的な考え方をお答え申し上げまして、おのおの詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

近年の町の災害につきましては、異常気象によるゲリラ豪雨や、台風による浸水被害が発生しており、特に令和元年東日本台風では、千曲川の氾濫による浸水のおそれもあったことなど

から、災害対策本部を設置し、避難所も開設するなど、これまでにない対応を取ったところがあります。

その後、町では、令和元年東日本台風の検証を行う中で、様々な課題を精査し、以降の対応指針としていくために、全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、有事の対応について検討するとともに、情報の共有を図ってまいりました。

その中では、避難所における停電時の電力確保の必要性や避難情報の発令の在り方の見直しのほか、自主防災会との連携強化の必要性といった課題などが挙げられたところでもあります。

その一つとして、避難所における停電時の電力確保に関しましては、これまでに中核避難所となる3小学校への蓄電設備の整備が完了したところではありますが、今年度はさらに、文化センターに太陽光発電設備と蓄電設備を整備しているところでもあります。

また、令和2年度から、地域との連携強化を図るため、自主防災組織の長である区長さんを対象に防災説明会を毎年開催しているほか、希望する地区に担当職員が出向き、防災に関して意見交換を行う出前講座を随時開催するなど、各地区との連携の強化に努めているところでもあります。

また、令和元年東日本台風の教訓を生かしまして、町と地域の防災力の向上を図るため、令和2年度の町総合防災訓練から内容を見直し、台風による浸水被害を想定した水防訓練と自主防災組織による避難経路の安全確保のほか、避難所設営訓練を実施しており、令和2年度には村上地区、3年度は坂城地区、4年度は中之条地区を会場に、また今年度は南条地区で訓練を実施したところでもあります。四つの地区全てでの自主防災組織と連携した訓練が一巡したところでもあります。

こうしたことから、令和6年度からの町総合防災訓練につきましては、新たなテーマによる訓練を取り入れることを考えており、現在、その内容を検討しているところではありますが、今年1月1日に発生しました能登半島地震の状況からも、住民の避難や避難所開設、避難所の運営に関する訓練は重要であると改めて考えているところであり、引き続き実施していく必要があると考えております。

総合防災訓練について申し上げましたが、町としましては、自分たちの命は自分たちで守る自助、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助、行政が行う公助が円滑につながり、有事の際に最大限の効果が発揮できるよう、地域や企業、関係機関と協働して、地域防災力のさらなる向上につなげてまいりたいと考えているところでもあります。

住民環境課長（山下君） 私からは、防災・減災についてのご質問のうち、イの災害時の協力体制についてと、ロの配慮が必要な人に対してのうち、災害時のトイレと障がい者等の参加する避難訓練実施に関するご質問について、順次お答えいたします。

初めに、イの災害時の協力体制についてとして、災害時の道路復旧・インフラの早期復旧にあたっての地元、地域の業者との協力体制に関するご質問でございますが、災害時には、災害復旧の迅速な初動体制が非常に重要であることから、町では町地域防災計画の災害予防計画において、発災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化していくとしております。

これを受け、平成23年3月の東日本大震災の教訓から、24年7月には、町内建設業者で組織する坂城町建設業災害防止協会と災害時の応急措置に関する協定を締結いたしました。この協定は、風水害・地震などの災害発生時及び災害発生のおそれがある場合において、路上障害物の除去などの応急措置を円滑に行うことを目的として締結しております。

具体的な取組といたしましては、関係機関との協力体制の整備として災害が発生し、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があることから、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しているところであります。

また、令和4年2月には、県千曲建設事務所の発起による仲介の下、更埴地区の建設業者17社で組織する長野県建設業協会更埴支部とも同様に、災害時における応急対策業務に関する協定を締結いたしました。

これにより、災害時の応急対策が広域的となり、より迅速かつ円滑となることも期待されるところであり、必要な資機材や労力の確保、災害の備えがより強固なものとし、発災時には、町の地域防災計画に基づき、関係機関との連携の下、障害物の除去処理を進めてまいりたいと考えております。

次に、現在、町が協定を締結している団体数と広域での連携についてであります。現在、町が災害時応援・協力協定を締結している数は17協定あり、そのうち長野県市町村災害時相互応援協定は、広域市町村相互の応援協定であり、長野ブロック9市町村において食料・飲料水・医薬品・資機材等の提供と人員派遣を行うこととしております。

また、長野県消防相互応援協定として、千曲坂城消防組合が北信地区の5消防組合と締結しているものもあり、現在は17協定35団体と締結しているところでございます。このほかにも、長野県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町による応急給水活動、水補給施設の相互利用を目的として協定を締結しているところでもあります。

次に、昨年締結した町内企業との建機提供に係る協定に伴う重機運転者の確保についてのご質問であります。建設機械の操縦には専門の免許が要ることから、災害復旧に迅速に対応できるよう町建設業災害防止協会に依頼することとしているところでございます。

続いて、消防団員の消防ポンプ車運転に要する運転免許証に係る対策についてであります。道路交通法の改正により、新たに準中型自動車免許が創設され、法改正以降に普通自動車免許

を取得した方が運転できる車両は、総重量3.5トン未満に限定されました。

消防団の保有する消防ポンプ車は、総重量4.5トンあり、法改正により運転には準中型免許が必要となるところであり、活動するために準中型免許を取得する必要が生じる団員に対しましては取得費用を補助してまいりたいと考えております。この補助事業を令和6年度から実施したいと考えており、当初予算案に計上、今議会に上程させていただいたところであります。

次に、ロ. 配慮が必要な人に対するの質問にお答えいたします。

初めに、女性、子ども、高齢者等に配慮した災害時のトイレの対策についてのご質問でございますが、災害時に中核避難所となる各小学校体育館と文化センター体育館におきましては、男性用トイレ、女性用トイレのほかに多目的トイレを設置しております。

多目的トイレにつきましては、障がい者、高齢者の方が安心して使えるよう、手すりが設置されており、また、広くスペースを確保してありますので、妊産婦や乳幼児を連れている方にも、安心して使用していただけるものと考えているところであります。

また、組立式簡易トイレ、バイオマストイレ、マンホールトイレなどの設置場所に関するご質問でございますが、災害時に避難所となる各小学校や文化センターのトイレは、下水道に接続されており、地震などでは下水道管の破損や断水によりトイレが使用できなくなる可能性があります。その場合には組立式簡易トイレ、バイオマストイレ、マンホールトイレなどが有効とされているところでございます。

組立式簡易トイレにつきましては、排せつ物凝固剤と組み合わせて使用することで、下水道が使えない場合であっても使用が可能となり、被災状況により、避難スペースが確保できる避難所においては、大変有効であると考えているところであります。

また、有事の際に、清潔で衛生的なトイレ環境を整備し、避難所の防災機能の向上を図るため、県企業局で整備された安心の蛇口を活用し、来年度から町地域防災計画により中核避難所に指定されている各小中学校へのマンホールトイレの整備を予定しております。

マンホールトイレにつきましては、様々な構造のものがございますが、当町は、その中でも貯留型を採用する予定であります。貯留型を採用する理由といたしましては、維持管理頻度が1日1回から2回と少ないことや、地中に埋設されている排水管にあらかじめ水洗用水を貯水することが可能なため、有事の際に迅速に対応できることがございます。

トイレの設置基数につきましては、障がい者用1基、女性用2基、男性用2基の計5基を予定しており、プライバシーの配慮として男性用と女性用の間隔を3メートル空けることや、トイレの仕切り材は一般的なテント式ではなく、施錠のできるパネル式を採用する予定であります。

設置位置につきましては、接続先の既設下水道管路との位置関係や避難施設からの距離、利用の障害になる段差がないこと、また水洗用水の確保のため、安心の蛇口や学校プールの位置

関係などを勘案し、学校と相談した上で設置位置を選定しております。

バイオマストイレにつきましては、生物学的なプロセスを利用して有機物を分解処理することから、通常の水洗トイレと異なり、水を使わずに排せつ物を処理することができるため、災害時には大変有効なトイレであると考えております。

しかしながら、分解された排せつ物の処理や、微生物の補充などを定期的に行う必要があり、寒冷地や高温多湿地などの特定の気候条件下での適性が問題となることで、微生物の活動や排せつ物の分解プロセスが影響を受ける場合がございます。そのため、バイオマストイレの設置につきましては、設置場所や技術的な面も含め、研究が必要と考えております。

次に、障がい者や車椅子利用者等が参加する避難訓練実施に関する町の見解についてのご質問にお答えいたします。

町では、毎年8月に町総合防災訓練を実施しており、町内4地区で毎年会場を変えて実施しておりますが、主会場となる地区に要支援者施設がある場合には、訓練にご参加いただくようお願いがけさせていただいており、避難訓練に参加いただいた経緯もございます。

コロナ禍も明け、以前のように住民の皆さんが参加しやすい状況に戻ってきたところであり、来年度の訓練からは住民の皆さんもご参加いただける形で検討してまいりたいと考えております。その際には、要支援者施設にも参加をお声がけさせていただきたいと考えておりますが、それ以外の各地区にお住まいの障がいをお持ちの方や車椅子をご利用の方々にもご参加いただけるよう内容を検討し、情報提供しながら参加を促してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 私からは、1. 防災・減災について、ロ. 配慮が必要な人に対してのうち、避難所等での支援者と避難者の明確化についてと、ハ. BCP（事業継続計画）についての介護事業者への周知についてのご質問にお答えいたします。

災害の発生時に避難所等への避難される方の中には、自ら避難することが困難な配慮を必要とする高齢者の方や障がいのある方、妊産婦や乳幼児、難病患者の方など様々な方がいらっしゃいます。

災害が発生し、避難所が開設された際には、避難者等が安全で安心できる場所を確保し、スムーズに避難所内へ避難でき、さらに誰もが過ごしやすい環境づくりを行うことが必要であると考えております。

毎年行う町総合防災訓練では、避難所開設・運営訓練を実施し、避難所を円滑に利用いただくために男女別の更衣室やトイレ、授乳室、食料等の設置場所などを表示しているほか、情報を共有するためのホワイトボードを配置しており、また支援者側は避難所を運営する受付担当や、食料・物資担当等がビブスを着用するなど、それぞれの役割分担が明確になるよう配慮しているところであります。

さらに今後におきましては、避難者等の中で支援にあたることができる方と一般の避難者が

一目で見分けができるようビブスを有効利用していくことや、個々に特性のある方との意思伝達方法についても検討し、町防災訓練から取り入れてまいりたいと考えております。

また、支援や配慮が必要な方を避難所で受け入れる際には、障がいの内容や食物アレルギーの有無などを確認し、避難所で生活する上で、本人や家族だけでなく周囲の方と共有を図るなど、必要な情報をわかりやすく知らせるための周知・伝達方法も検討してまいりたいと考えております。

避難所内におけるよりよい環境づくりと、避難者の心身の健康を守るため、平時から関係団体と連携し、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、ハ．BCP（事業継続計画）についての介護事業者への周知についてのご質問にお答えいたします。

初めに、BCP（事業継続計画）とは、自然災害等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体・生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針・体制・手順等を示した計画であります。

介護施設及び事業所においては、高齢者など日常生活上の支援が必要な方が大勢利用していることから、自然災害等により建物の倒壊、電気、ガス、水道等のライフラインが停止し、サービス提供が困難になった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため災害発生時には、介護サービスを提供する要介護者に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要となってまいります。

介護事業者が策定する事業継続計画については、大地震や水害等、自然災害や感染症の蔓延など不測の事態が生じた場合でも、介護業務を中断させないよう準備するとともに、中断した場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、平時から準備・検討しておくことが求められています。

また、入所施設においては入所者に対して生活の場を提供しているため、施設が被災しても自力でサービスを提供する場合と、ほかへ避難する場合の双方について、事前に準備を進める必要があります。通所事業所や訪問事業所においては、業務の縮小が余儀なくされる場合であっても、極力業務を継続できるよう努めることとされております。

介護事業者は体が弱い高齢者等に対するサービス提供を行うため、利用者の安全を確保することが最大の役割であり、利用者の安全を守るための対策が肝要になります。

この計画策定については、令和3年度の介護保険制度改正に伴い、国から通達がなされ、介護事業所においては、令和6年4月1日より義務づけられるものであります。

各事業者への周知がされてからの3年間は、経過措置期間とされ、町内の介護事業所の策定状況について確認を行ったところ、ほとんどの事業所は策定済みとなっており、現在策定中の

事業所においても3月末までに策定完了予定とのことでありました。

今後、町といたしましては、各事業所が策定した計画について、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等に沿って策定されているか、また計画する研修や訓練が実施されているか確認を行い、定期的な見直しや変更を要する際などについても、必要に応じて助言、指導等をしてまいりたいと考えております。

総務課長（関君） 私からは、町の業務継続計画（BCP計画）の策定状況等に関するご質問にお答えいたします。

坂城町業務継続計画は、有事があった際、町行政の中核拠点である役場庁舎が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務の継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的として策定している計画であります。

国の中央防災会議で定めています防災基本計画におきましては、「地方共同体等の防災関係機関は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。」とされているところであり、町におきましても、令和2年3月に計画を策定いたしました。

さらには、令和元年東日本台風の発生後、後日各部署の対応等を検証していった中におきましては、業務継続計画で述べている災害応急対応業務や通常業務優先再開レベル等に関しましても、再度見直しを行い、業務を開始するまでの目標時間に関しまして、経験を得た上での、より実際の災害対応に沿ったものに見直したところでございます。

次に、内閣府防災担当が示す重要6要素は網羅しているかのご質問でございますが、国の防災基本計画におきましては、地方公共団体等が業務継続計画を策定するにあたりましては、議員さんから先ほどご質問もあったとおり、一つ目として、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、二つ目としまして、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、三つ目として、電気・水・食料等の確保、四つ目としまして、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、五つ目として、重要な行政データバックアップ、六つ目としまして、非常時優先業務の整理について定めておくものとするとしておるところでございます。

これを受けて、当町におきましては、これらの要素を踏まえた計画としているところでありまして、町の地域防災計画の内容に基づく中で、各要素に関する対応内容を定めているところであります。

まず、一つ目としまして、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制であります。町長不在時におきましては、副本部長であります副町長以下、教育長、総務課長と代行する順位を立てる中で取り決めているところでございます。

また、職員の参集体制に関しましても、大雨・洪水等の場合と地震等の場合に分けて、今後

災害が発生するおそれが考えられる準備段階から状況に応じた参集体制を取り決めているところでございます。

二つ目の本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定という点に関しましては、文化センターを代替施設として位置づけているところであり、三つ目の電気・水・食料等の確保といたしましては、庁舎で確保している非常用発電設備や蓄電設備の状況、光熱水のインフラ、備蓄品について取り決めているところでございます。

四つ目でございます。災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保といたしましては、防災対策として確保している通信手段として、国や県で整備する衛星回線等のほか、町独自で整備する防災行政無線など様々な回線を確保しているところであります。

また、五つ目の重要な行政データのバックアップに関しましては、各業務で使用しているシステムや保有する台帳類を整理し、バックアップ体制や保管状況を取りまとめているところでございます。

六つ目の非常時優先業務の整理に関しましては、発災後の経過時間ごとに区分し、各区分においてあたるべき業務の基準を記載しているところでございます。

これらの内容に関しましては、検討内容を踏まえる中で、状況に応じて更新されていくものであり、必要に応じて内容を修正し、より実際の行動に資するものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、引き続き町行政の継続的な運営が常に求められることを前提として、各職員が業務継続計画や地域防災計画に基づいた体制を確実に進められるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

11番（柝津さん） ご答弁いただきました。イについては、重機操作オペレーターの確保は必要不可欠だと考えます。能登半島地震でも消防車や救急車が通行できず、自衛隊などが現地到着する前にすぐに行動したのは地元の方々やボランティアで活動されている重機オペレーターです。災害時には、すぐに行動できる方々との協力体制が非常に重要となります。

また、今後自治体と民間の連携による防災体制をどうするのか、自治体間の支援をどうするのか、ボランティアなどを含め、被災自治体になった際、スムーズに支援を受け入れられる準備はどうするのかなど、この機会にもう一度しっかりと議論してください。

行政と民間が平時から連携して、あらゆる場面のシミュレーションを行い、対応できる体制をつくり強化していくことが大きな鍵になると考えます。

ロについては、災害時には誰一人取り残さない地域社会とは何なのか、一人一人の尊厳とは何か、災害は弱い者いじめという社会から決別し、災害時も誰一人取り残さない、そしてしっかりと尊厳が守られる安心で安全な地域共生づくりを切に願います。弱い人ほど劣悪な環境に追い込まれる事態は、もうやめましょう。

ハについては、市区町村が作成する個別避難計画、地区防災計画、介護事業者BCP、この三つの計画で支援者の危機管理能力の向上を図り、災害時に連携体制を強化してください。また、町のBCPについては、災害緊急時の職員の負担は想像以上だと推測できます。根性論では人は働けません。しっかりと職員が働ける実効性あるBCPの充実を望みます。

災害の種類や発生する時間帯、気象状況などによって被害は大きく変わります。想定される事態への具体的な対応を検討し、定期的な訓練や他地域での災害発生などを機に、その都度計画を見直し、更新していくべきだと考えます。

偶然にも今日は3月11日です。あの日から13年がたちます。災害大国と言われる日本に住む私たちが今できることは何か。2011年3月11日午後2時46分、あの日何が起きたのかをもう一度振り返り、住民の生命、尊厳、財産を災害から守りましょう。

次に、2. ハラスメントについて。

イ. 事業所等へのカスタマーハラスメント対策の周知について

カスタマーハラスメントの問題は、幅広い業種で働く労働者にとって切実な課題です。また、労働者に過度の精神的ストレスを与えるのみならず、通常の業務に支障を生じさせるケースもあり、経営者にとっても切実な問題であります。

意欲や目標を持って仕事に就いた方たちが、商品・サービスの改善などではなく、直接関係ないことで心身の健康を害され、心の病となり離職を余儀なくされるケースも見られ、非常に理不尽だと感じています。カスタマーハラスメントとクレームの違いが曖昧なため、判断が難しい場合が多く、対策として明確な基準を設け、対応策を準備する必要があると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、令和4年2月に厚生労働省が作成したカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを活用し、医療・福祉などの公共サービス、ガス・水道・電気など生活インフラ、物流やスーパーなどの小売業など、我々が日常生活を維持するために不可欠な職業に就き、最も影響があると考えられるエッセンシャルワーカーの方々や個人事業主の皆さんへ内容を広く周知し、浸透させていくことが重要だと考えますが、ご見解をお尋ねします。

2点目として、企業や個人事業主などに向けた学習会、研修会などの開催の考えはあるのでしょうか。

以上、イについてご見解をお尋ねします。

商工農林課長（竹内君） 2. ハラスメントについて、イ. 事業所等へのカスタマーハラスメント対策の周知についてのご質問にお答えします。

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

これを踏まえ、令和2年1月に、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起

因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントに関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。

厚生労働省が実施した令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査によると、企業に対する調査では、過去3年間に顧客等からの著しい迷惑行為の相談があった企業の割合は19.5%、また同調査の労働者に対する調査では、過去3年間に勤務先で顧客等からの著しい迷惑行為を一度以上経験したと回答した割合は15%となり、こうした行為に悩む企業、労働者は少なくありません。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省では、令和3年度にカスタマーハラスメントの防止対策の一環として、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成しました。

本マニュアルによると、カスタマーハラスメントとは、「企業や業界により、顧客等への対応方法・基準が異なることが想定されるため、明確に定義することはできないが、企業へのヒアリング調査等の結果、企業の現場においては、『顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの』と考えられている」としております。

顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合の例としては、企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合や、要求の内容が企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合が想定されます。

また、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動の例としては、要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いものとして、暴行・傷害などの身体的な攻撃・脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言などの精神的な攻撃、威圧的な言動、土下座の要求、継続的あるいは執拗な言動、不退去・居座り・監禁などの拘束的な行動、差別的な言動、性的な言動、従業員個人への攻撃・要求など、また、要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるものとして、商品交換の要求、金銭補償の要求などが想定されます。

カスタマーハラスメントの判断基準は、業種や業態、企業文化などにより、企業ごとに違いが出る可能性があることから、各社であらかじめ判断基準を明確にした上で、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要とのことであります。

なお、カスタマーハラスメントとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為で従業員の就業環境が害され、就業に支障が生じるようであれば、企業として従業員からの相談に応じる、複数名で対応する等の措置が必要となります。

また、カスタマーハラスメントの影響は、大きく分けて三つあります。一つ目は、従業員への影響として、精神的な負担が大きく、業務のパフォーマンスが低下することをはじめ、深刻な場合には健康不良や精神疾患を招き、配置転換や休職、退職につながるケースもあります。

二つ目は、企業への影響として、時間の浪費、業務上の支障、従業員の離職等に伴う人員確保、商品・サービス等の値下げや慰謝料要求への対応、代替品の提供等による金銭的損失、他の顧客等のブランドイメージの低下などが考えられます。

三つ目は、現場に居合わせた他の顧客等への影響として、利用環境や雰囲気悪化、また業務遅滞によってサービスが受けられなくなる可能性があります。

このような事態にならないよう、企業が具体的に取り組むべき対策として、事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発、従業員のための相談対応体制の整備、対応方法、手順の策定、社内対応ルールの従業員等への教育・研修、事実関係の正確な確認と事案への対応、従業員への配慮の措置、再発防止のための取組が推奨されております。

また、これらの措置と併せて、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ従業員に周知することや、相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、従業員に周知することも講ずべき措置として挙げられております。

なお、カスタマーハラスメントに発展させないためには、現場対応者による初期対応において、まずは顧客等の主張を傾聴し、誠意ある対応をしつつ、状況を正確に把握し、事実確認をした上で、現場監督者または相談窓口の情報共有を行う必要があると示されております。

カスタマーハラスメントが疑われる場合の対応としましては、録音・録画・対応記録・時間の計測など検証可能な証拠を収集し、悪質性が高いと疑われる場合には、単独での対応をせず複数名で対応することが重要とのことです。

また、このような対策に積極的に取り組むことによって、企業においても複数のメリットが確認されているとのことであります。

具体的には、業務において経験が蓄積されることで迷惑行為への対応がスムーズになった、迷惑行為をする顧客が来なくなった、職場環境が明るくなった、会社としてカスタマーハラスメントに対する姿勢を示したことで従業員の安心感が生まれたなどのほか、副次的な効果として、従業員を守るということを行動で示す大事さを会社組織として再認識できる、職場環境をよくすることで離職者を減らすことにつながるなどが挙げられています。

このように、企業においては、対策を進めることでプラスの効果が期待でき、対策に取り組む意義は大きいと考えられています。

町といたしましても、カスタマーハラスメントは、従業員に過度の精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースも見られるなど、企業や組織に金銭、時間、精神的な苦痛等、多大な損失を招くことが想定され、課題であると認識しております。

厚生労働省が作成したマニュアルや、その概要版であるリーフレットには、学識経験者等の議論や顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みが記載されています。

いずれも厚生労働省ホームページからダウンロードできるようになっておりますので、これらを活用し、事業主等に対して町広報紙や町ホームページ等において周知してまいりたいと考えております。

また、学習会等の開催につきましては、多くの事業主や関係者にカスタマーハラスメントについての正しい理解が促され、接客等の現場におけるカスタマーハラスメントの防止と適切な対応につながり、働きやすい職場づくりに生かされるよう、長野労働局や町商工会等、関係機関・団体と連携して、今後検討してまいりたいと考えております。

11番（柘津さん） ご答弁いただきました。パワーハラスメントは労働施策総合推進法、セクシュアルハラスメントは男女雇用機会均等法、マタニティハラスメントには育児・介護休業法などの法律に定義や責務が記載されていますが、カスタマーハラスメントは、これらのハラスメントとは異なり法律上の記載がありません。

現在、東京都がカスタマーハラスメントを防ぐための条例制定に向けた検討を進めています。条例ができれば、企業や個人事業主は、カスタマーハラスメントへの対策をより打ち出しやすくなりますので、東京都以外の自治体でも条例の制定の動きが広まってほしいと切に願います。

まとめとしまして、現在、人口減少に歯止めがかかりません。その影響が時折表面化されます。それが今回の高齢化率約50%の過疎地域を襲った能登半島地震ではないかと感じています。能登半島地震は、少子高齢化、人口減少がさらに進む未来に対し大きな課題を与えたのではないのでしょうか。今後人が減ることで、あらゆることの維持が難しくなります。何を残して何を諦めるのか、早く覚悟を決めたところから希望が生まれるのではないかと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日12日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑、公営企業会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 3時24分）